

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

一般質問は、14名の議員から46項目についての通告がなされております。

質問の方法は、時間につきましては、議会運営委員長の報告のとおりでございます。

議事の進行につきましては、特に御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁につきましても、簡潔でかつ的確な答弁をお願いいたします。

それでは、最初に1番坂口議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

1番 坂口議員

坂口議員／皆様おはようございます。

議長より登壇許可をいただきましたので、1番議員坂口正勝の一般質問を始めさせていただきます。

昨年12月から3月はコロナで、6月は会派代表でということでもございましたので、久々の登壇でございますので、緊張をしているところでございます。

まず、初めに7月の豪雨から台風9号、10号の被災された方のお見舞いを申し上げます。

台風10号の前評判が高かったために、あちこちで窓ガラスに米印を見たところでございます。

我が家でも、家の周りのガラクタが大分片づいたように思います。

被害としましては、9号のときに家のシャッターが壊れたぐらいであります。

それと、稲のほうはかなり倒伏をしておりました。

養生テープを買いにいつでもどこでも売り切れでありまして、ガムテープであったり、カラーテープでやったところもかなり見受けられました。

初めに、これはスッポンでございます。

このスッポンですが、8月3日に田んぼのあぜのほうにいたものであります。

大きさは甲羅の縦が約40センチぐらいだと思いますが、左側の写真は少し横に広がったものですから、右側が本来の形のスッポンでございます。

恐らく、産卵を終え、土をかぶせ、疲れたような感じにしておりましたので、そがんそういうふうに見えました。

スッポンは稲を食害します。

田植え直後にかなり稲が、スッポンが食うわけじゃありません。

間違えました。

スッポンは稲を食害するジャンボタニシを食べてくれます。

ジャンボタニシが、かなりスッポンが食べてくれております。

武雄市内でも、スッポンを水路に放流されているところもあります。

このスッポンも疲れているだろうと思ひまして、トラクターを止め、水路のほうに逃げるまで約5分ほど待ったところでございます。

来年の田植え時期にジャンボタニシを頑張って食べてくれることを期待しまして、一般質問に入りたいと思ひます。

今回の質問は、1つ目に、マイナンバーカードについて。

それから、2つ目が交通・安全対策について。

3番目に、昨年水害の復旧について。

4番目に、いのしし対策についての4項目としております。

イノシシ対策を有害鳥獣対策としなかったことを少し後悔しているところでございます。

それでは、まず、マイナンバーカードについてですけれども、新型コロナウイルスの発生により、日本中の経済が疲弊している中、日々戦っておられる医療従事者や関係者の方々、大変頭が下がる思いです。

早期収束、またはワクチンの普及が一刻も早くできることを願っております。

その中で、特別定額給付金10万円の分でございますけれども、特別定額給付金の支給が速やかになされたことに対し感謝申し上げます。

特別定額給付金と言えば、その当時、マイナンバーカードを持っておれば手続きがスムーズにいくということで再び脚光を浴びたところでございます。

そして、今でも館ひろしさんが、マイナンバーカードをつくってマイナポイントをとということで、コマーシャルでされております。

そのコマーシャルの文言の中に、暮らしが便利に、行政がスマートにと言われております。

数年前の農業所得申告の際に、マイナンバーカードまたは通知カードを持ってきてくださいとのことでしたけれども、そのとき担当者の方に聞いたのが、マイナンバーカードを持っている人は1割にも満たないということで聞いております。

そこで質問でございますが、今現在、マイナンバーカードがどれぐらい普及しているか質問いたします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

マイナンバーカードの交付率は、今年7月末現在で12.8%であります。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／今のところ 12.8%ということでございますけども、これまで持っていた紙の通知カードでは不便なのか質問をいたします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／通知カードにつきましては、マイナンバー、個人番号を通知するために住民票を有する全ての方に平成 27 年 10 月から交付をされており、これには顔写真が掲載されていないため、身分証明書としての利用はできません。

また、今年 5 月施行の法律改正により、現在通知カードの交付は配付をされておりますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときに限り、マイナンバー、個人番号を確認、証明するものとしての利用は可能となっております。

議長／1 番 坂口議員

坂口議員／そしたら、コマーシャルで言うてあります暮らしが便利に、行政がスマートにという言葉ですけども、何が便利に、何がスマートになるのか質問をいたします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／現時点において、暮らしが便利にとは、確定申告などのオンライン申請が可能となり、自宅での申請ができること。

また、行政がスマートにとは、現状の窓口業務で言えば、例えば転出の際に必要な転出証明書の発行事務をマイナンバーカードで手続をすることにより、そのデータをカードに記録し、転出先でカードを提示することで手続が可能となり、転出証明書の発行を省略することができるということになります。

議長／1 番 坂口議員

坂口議員／それと、マイナンバーカードについては大体分かったつもりでいるんですが、マイナポイントは 5,000 ポイントが付与されるということになっとうですけども、よう書いてああとが、2 万円と書いてある。

2 万円すぎ（？）5,000 ポイントつきますと書いちゃあですけど、なぜ 2 万円なのか、そこら辺を質問したいと思います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

上限2万円については、国のほうで制度化されておりますので、私どものほうではちょっと把握できておりません。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／それと、マイナンバーカードばつくれた後に、紛失しましたと。

そのときに市役所に言わんばとなのか、警察に言わんばとなのか、紛失したときの対応はどうしたらいいのかを教えてください。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／マイナンバーカードを紛失した場合の手続ですが、まず、紛失届、再交付申請書の提出と併せまして、個人番号カードコールセンターへの一時的利用停止の連絡や、警察への届出が必要となります。

マイナンバーカードを紛失された場合は、まず、市役所に連絡をしていただければと思います。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／それでは、次の質問に入ります。

続きまして、2番目の交通・安全対策についてでございます。

ここは県道26号線の伊万里山内線の十二神のバス停付近のところでございます。

ここにファミリーマートがあるところの交差点でございますけども、その交差点が大分ずれたといいますか、昔の道路は斜めへすつごと（？）ここに直線があつて、そいぎ交差点はここで大体よかつたわけなんですけども、大体道路に直角にせんばいかんということになりましてから、交差点がここからすつとき（？）は、ここに交差点がなつて、こっちにいくときの交差点は、ここです。

ここは農道なので、数台しか通りません。

これが、交差点が交差しないちゅうかな、急な形になっておりまして、県道から市道に入るとき、こっちからこっちに入るときと、三間坂方面から武内***道に入るときと、伊万里のほうから来て立野川内のほうに入るほうとの、右折して止まる場所が、三間坂から来る

もんはここで止まります。

それで、伊万里から来る人はここで止まります。

そいぎ、お互い右折するところを過ぎてから止まるごとなるもんですから。

それで、このところをちょうど歩道が膨らんでおりまして、離合するときに、このところですね、離合するときに狭うなっとうとです。

それと、伊万里から来たほうもここに角がありまして、右折レーンもないためにずっと後ろに並ばんばいかんごとなります。

そいぎ、朝の通勤時間帯とか、大型トラックとかが止まっておけば、後ろんとは通られんごとなるもんですから、ずらっと列ができて、信号の変わあときにやっつと、右折すつとの多ぎ(?),その後、二、三台通れるとか、そういうふうな感じになって、かなり渋滞をしておる道路でございます。

三間坂のほうから来て、武内のほうへ曲がるのも、結構ショートカットされて曲がる人もいらっしゃるので、かなりな右折車(?)がおられるところでございます。

市民の皆様からも多数、右折レーンの要望も聞こえております。

ここを利用する人が、誰しも不自由を感じていると思います。

日中はそこまで交通量が多くないために大丈夫なんですけど、朝夕だけでも、朝夕だけでもっというか、朝夕がかなり混雑をしているところでございます。

この交差点について、市ではどのような認識でおられるか質問をします。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／おはようございます。

議員御指摘の当交差点につきましては、朝夕の通勤・通学の時間帯では、特に三間坂方面から大野下黒髪(?)方面に右折する車待ちにより後続車が渋滞している状況を市においても把握しております。

今後、県道伊万里山内線の道路管理者であります佐賀県杵藤土木事務所に要望を進めて(?)まいります。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／要望してくれるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市民の利便性の向上に努めてもらいたいと思ひておひます。

それでは、次に入ります。

昨年の水害の復旧についてでございます。

ちょうど1年前になるんですけども、大雨による災害が発生をしました。

今年の6月議会の折にも、上田議員に農地の災害復旧について質問をしていただきました。ありがとうございました。

その際に、令和2年度末には工事終わらせる、復旧を終わらせるとの答えを小松市長からいただきました。

あれから3か月が過ぎておりますが、現在の進捗率はどうなっているのかをお尋ねいたします。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

6月に私がお答えしましたので、その進捗ということで、私のほうからお答えをします。

その前に、昨日の台風10号に関しましては、本当に市民の皆様には事前の備えを早め、早めにしていただきまして、本当にありがとうございました。

議員の皆様もそれぞれの地域であったり、様々なお立場で本当に様々な支援をしていただきました。

本当にありがとうございました。

昨日の台風10号の被害につきましても、早期の復旧を目指してまいりたいと考えております。そこで御質問の件ですけれども、それぞれ申し上げますと、農地災害につきましても、6月時点で復旧率は13%でありましたが、現在40%、農業用施設災害につきましても、6月時点で13%でありましたが、現在32%、農地農業用施設小規模災害につきましても、6月89%でありましたが、現在93%ということで、いずれも着実に復旧が進捗しているというふうに考えております。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／大分進んできたように思いますが、まだ100にはなっていないということでございますので、昨年の復旧が終わらぬうちに、また今年の7月にも豪雨災害が発生しております。

7月での災害状況を教えてくださいませんか。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／おはようございます。

令和2年梅雨前線豪雨による災害箇所数でございますが、農地災害が17か所、それから、農業用施設災害が60か所、それと、国庫補助の対象とならない事業費で40万円未満の小規模災害、これが27か所というふうになっております。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／昨日の10号もありますけども、遅くなれば遅くなるほど、ずっと次の災害がまたどんどんやってくるかも分かりません。

極力、早め、早めの対応をお願いしていきたいと思っております。

続きまして、いのしし対策について質問をいたします。

私も以前、猟友会に入っております、イノシシを捕っております。

やまんくじらもなかったもんですから、3日連チャンでさばいたりとかですね、そういうこともやっておったところでございます。

今では、武雄市では、いのししパトロール隊も活動され、やまんくじらもあり、イノシシ対策に取り組まれていることに感謝いたします。

市民の皆様も、ワイヤーメッシュとか電気柵で対策を大分されていて、その分は、被害は少なくなったのかなと思っております。

まずは、武雄市で取り組まれておりますいのししパトロールの巡回状況について質問をいたしたいと思います。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／いのししパトロール隊でございますが、現在、6名の隊員で市内9町を3エリアに分けて、2人1組の3体制で巡回をしております。

パトロールの内容は、イノシシ等有害鳥獣による被害状況の調査・確認、それから電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置指導のほか、市民の通報対応を行っているところでございます。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／いのししパトロール隊は、パトロールもされておりますけれども、パトロールだけじゃなくて、わなもかけて捕獲もされているとお聞きしております。

捕獲されているのであれば、捕獲頭数を教えていただけますか。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／平成 26 年度より、いのししパトロール隊も狩猟免許を取得し、先ほど議員おっしゃられました、わなの設置や捕獲を行っております。

いのししパトロール隊のイノシシの捕獲頭数でございますが、令和元年度 64 頭、令和 2 年度 8 月末現在で 46 頭でございます。

議長／1 番 坂口議員

坂口議員／去年と今年で 100 頭以上捕れているということでございます。

今後とも、市民が安心して暮らせるよう、パトロールよろしく願いいたします。

それから、やまんくじらのところに、減容化施設ちゅうことで設備を設けてありますが、いつかテレビでもあっておりました。

その内容と、どういう現状かを質問いたします。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／議員御指摘の減容化施設でございますが、山内町の株式会社武雄地域鳥獣加工処理センター、通称やまんくじらと呼んでおりますけども、そこに設置をしております。令和 2 年 3 月 28 日に竣工し、8 月末までに 35 回の運転を行っているところでございます。減容化施設で加工されたイノシシは 873 頭、アライグマは 224 頭でございます。

4 月から 6 月までの捕獲イノシシは、脂肪分が多く、成果品に油が残っておりましたが、現在のイノシシは脂肪分が少なく、スムーズな減容化ができております。

また、成果品につきましては、肥料化に向けて関係者と協議を進めておりますが、コロナ禍の中でなかなか進まないという状況であります。

また、イノシシの肥料化自体が前例にないというものであるため、許認可のハードルが高く、肥料化まではまだまだ時間がかかるというふうに思われます。

現在、肥料化に向け、専門業者と協議をしております、今年度中に肥料登録を目標に進めているというところでございます。

議長／1 番 坂口議員

坂口議員／肥料化ということでございますけども、この肥料化するに、減容化施設で焼いてとかだと思えます。

焼いたりするときの近隣住民からの苦情とか問題点はなかったのでしょうか。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／減容化施設を設置した当初ですけれども、その当初には焦げた臭いが近隣に広がって、御迷惑をおかけしたという経緯が2回ほどございました。

その後は、十分注意をして運転をしてもらっておりますので、臭気についてのトラブルはあっておりません。

議長／1番 坂口議員

坂口議員／今後とも安全運転でお願いをいたします。

以上で1番議員坂口正勝の一般質問を終わります。

議長／以上で1番坂口議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備等のため、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番吉川議員の質問を許可します。

御登壇を求めます。

9番 吉川議員

吉川議員／皆さんおはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、吉川の一般質問を始めていきたいと思えます。

今回は3項目、防災減災対策の強化、グラウンドの整備充実、子ども・高校生の医療費助成ということで、質問を展開していきたいというふうに思えます。

昨今、これまでに経験したことがないとか、記録的などかいうことをよく耳にするようになってきたわけでありますけれども、昨日の台風10号についても、本当に小松市長をはじめ、職員の皆さん、避難所の運営まで大変御苦勞をいただいたということで、大きな災害はなく、多少の災害はあったにしても、甚大な災害に至らなかったということで、本当に感謝をしておるところでございます。

まず、今の世界の人口が大体77億人というふうに言われております。

1950年、今から70年前には25億人ということで、この70年間で世界の人口が3倍に飛躍的に伸びていっている。

これから30年後の2050年には98億人になるということで、まだまだ加速度的に伸びていくということが言われておるわけであります。

ある学者の方は、この世界の人口が自然環境を破壊しているということで、様々なインフラ整備がされていっている。

その中で、温室効果ガスが大きく増加をしてきているということであります。

この温室効果ガスについては、例えば日本の生活水準並みに各国がなってきた場合には今の40倍になるということで、地球環境が大きく変わっていくと。

それと、もう一つは森林の伐採等が行われているということで、野生動物ですね、こういった動物の居場所がなくなって、病原体とかが拡散、猛威を振るっているというふうなことで、今後この災害の甚大化といったものが起こって、我々に降りかかってくると。

これは避けて通れない今の状況でありますので、こういった甚大化が今後ますます進むというふうな観点から、防災減災対策を進めていく必要があるかというふうに思いますけれども、今現在、災害の対策本部長でもある市長として、この災害にどのように向き合っておられるのか、今後どうされるのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／議員御指摘のとおり、災害が年々、頻度が増えておりまして、また、規模が本当に大きくなっていると感じます。

ここ数年を見ましても、熊本地震が起きて、その次の年に九州北部豪雨が起きて、その次の年に西日本豪雨が起きて、そして、その次の年に、去年ですね、8月豪雨、そして、台風15号から19号と。

それでまた今年は7月の豪雨と、昨日の台風10号と、本当に頻度が年々増えていて、全国どこでも起こり得るような状況だと思っています。

まさにこういうときこそ防災減災、ここの強化が必要だと考えております。

武雄市においても、本年は防災減災を最重点と考えておりまして、予算であれば昨年度の約10倍の予算、事業数もかなり3倍近く増やしております。

また、国や県との激特事業も開始をしております。

とにかく市民の命と暮らしを守ると、これはまちづくりで一番大事だというふうに思っております。

今後も引き続き、市民の命を守るために防災減災、災害の甚大化へのしっかりとした備えを、環境にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／ありがとうございます。

いろいろ生活様式が、環境が大きく変わってきております。

その中で1点取り上げたいのは、宅配の急増であります。

今まで、私たちが小さい頃は、地元の小さな小売店で買い物をするというふうなことがスタンダードであったんですけども、それからコンビニエンスストアができて24時間になったり、大型のスーパーができたり、郊外型の商業施設になったり、そしてまた、今ではネットで商品を注文して家に届けてもらうというふうなことで、この宅配が急増しております。

私の独自調査でありますけれども、朝日町内の宅配業者の方にお伺いをしますと、再配達率が大体、日によっても変わりますけれども、30%から40%は再配達までしているというふうなことで、大体1ドライバーで1日当たり150世帯から180世帯配っているというふうなことでございました。

35%の180世帯ということになりますと、配達をされても、1日60の世帯は何らかの形で持ち帰りになると、再配達になるというふうな、非常に異常事態であると思います。

この件については、国土交通省とかが率先して動かなければならないというふうに思いますけれども、この辺の宅配の急増、再配達について、市当局としてどのように認識をされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／平成31年3月に環境省が作成した資料によりますと、インターネット通販の拡大などによりまして、宅配便の取扱い個数は平成9年から平成29年の20年間にかけて2.5倍に拡大し、平成28年度には40億個（？）を超過したと示されております。

また、平成30年に実施されました国土交通省による宅配便再配達実態調査によりますと、宅配便の約15%が再配達となっており、地方におきましては12.9%の結果が出ております。

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、さらに宅配事業の増加傾向にあるという形で認識しております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／この再配達の地域は、やはり大型のトラックを使って、ドライバーの方がそれだけ時間を費やしてお仕事をさせていただいておる。

これはCO2の問題もありますけれども、ぜひここについては、まず、市として何かできないかということで、例えば市役所の1階のロビーのところに、こういった集合型の宅配ボックスを設置する。

あるいは、各町の公民館のところに宅配ボックスを設置して、不在で再配達が発生するようなどときにはそこに下ろしていくといったことで、そういった、利用する人もドライバーの方もそういった時間的ロスが生まれないように、まず、市の関係機関の中で設置ができないか、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／宅配ボックスを設置することによりまして、再配達によるタクシー（？）ドライバー負担軽減や配達に利用する車から排出されますCO2の削減対策につながるとは存じます。

また、市民の皆様にとって宅配を受ける場所の選択が増えますし、配達事業者様との直接的な接触を避けることにより、感染拡大防止にもつながるものと存じます。

しかしながら、現状では宅配便をコンビニエンスストアで受け取ることができるサービスや、宅配事業者の直営店での受け取りもできますことから、庁舎、公民館への（？）設置は、現在のところ考えておりません。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／再配達ということで、ドライバーの皆さん、貴重な私たちに与えられた時間の中で、そういう無駄な作業になってしまっている。

そういったところを、やはりぜひ回避をしていただきたいというふうに思いますし、これは個人の住宅向けの宅配ボックスで、私のところにも設置をしておりますけれども、非常にこの運送業者さん、そしてまた近所の皆さんとか小売で運んでくれる皆さん方からの好評もいただいております。

これがあることによって、再配達はほぼなくなるというふうなことで、ぜひこの宅配ボックスをやはり普及させていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

これも私の肌感覚でいきますと、朝日町の世帯数でいくと2,350世帯ほどありますけれども、それは集合住宅も含めてでありますけれども、2,350世帯のうち、この宅配ボックスが普及しているのは数世帯、10軒に満たないような数字で、率にするとほんの5%未満なんです。ここをやはり積極的に普及させることによって1%、2%と増やすことによって、この再配達率を35%から20%、10%と削減することが可能だというふうに思いますので、ぜひここは

まず、佐賀県、九州管内でも、市が取り組むことはされておりませんが、ぜひここは武雄から始めていただきたいなど。

この宅配ボックスを設置するキャンペーンを打っていただいて、補助金を出していただきたいというふうに思っております。

この宅配ボックスも8,000円ぐらいの宅配ボックスでありますけれども、例えば半額補助を出して限度額を5,000円にするとかいうふうなことで、そういう宅配が多い御家庭においては、こういったものを利用していただくと、CO₂削減に向けて取り組むといったことを、ぜひ武雄から始めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／議員御指摘のとおり、ドライバーの皆さんへの負担であるとか、あるいは車の移動によってCO₂の排出があると、そういった問題があります。

宅配ボックス、その自体には、私はメリットはあるというふうに思っております。

そういう中で、今、実は武雄市というのは佐賀県の中で唯一ゼロカーボン宣言というのをやっている都市でもあります。

これは小泉環境大臣が旗振り役になって、環境省が全国に推進をしているものなんですけど、武雄市が唯一、そういう市になっているということで、そういったCO₂排出抑制という面でも効果があるというふうに思っております。

市民の皆様にとって、例えばお金を一定程度補助するから設置するのがいいのか、あるいは、ある程度、どこか近くの場合にあったほうがいいのか、その辺りも含めて一度ニーズ調査をさせていただいて、そしてニーズがあれば、ここについてはぜひ実施をしたい。

まずは、取り急ぎニーズ調査を早急に(?)実施したいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／当事者である市民の皆さん、そして宅配業者の皆さんの意見も聞いていただいて、ぜひ制度設計をしていただいて、武雄からスタートをしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、治水対策についてお尋ねをいたします。

ちょうど1年前には豪雨災害ということで、武雄も大きな災害を受けたわけでありましてけれども、特に佐賀県の中でも床上浸水は、佐賀県全体で770軒ほど、そのうちの25%に当たる202世帯が武雄市の床上浸水ということで、非常に被害が武雄市は大きかった。

その中で考えられるのは、やはりこの有明海とこの武雄、海拔が0メートル付近に住宅がた

くさん点在をしているということで、この内水被害が起こったわけでありますけれども、まず、その六角川本線の外水は置いておいて、内水対策としてどのようなことを今後やろうとされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／昨年8月災害を受けまして、国県による河川激甚災害対策特別緊急事業に着手しているところですが、国の事業では、県河川高橋川との合流部付近に設置されている高橋排水機場において、令和6年度完成に向け、ポンプ排水能力を現在の毎秒50トンから61トンに増強するための詳細設計が現在行われているところです。

また、県事業でも県河川広田川に新たな排水機場の整備が予定され、毎秒5トンの排水能力を有する施設として、現在、調査設計が行われており、施設の位置や形状、規模などを詳細に検討され、令和4年度完成を目標に進められているところです。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／今ですね、高橋排水機場、広田川、北方と朝日についてお話があったわけでありますけ、一昨年、昨年の水害、特に市内全域において被害があったわけでありますけども、特に大きかったのが朝日、北方、そして橋でありますけども、この橋についての対応策がなかったわけでありますけれども、ぜひその対応策をこれから練っていく必要があるかというふうに思います。

この広田川については、私も何回か質問させていただきまして、地元の猪村議員さん、北方の議員さんたちも何度となく質問をされてこられて、ようやくこれが実現する運びになったということで、大変喜んでおります。

北方のほうは農地の問題、あるいは学校への通学の問題、そして、交通機関のJR、あるいは市道、こういったところが冠水して、まちづくりがなかなかできないというふうな問題点がこれまであったわけでありますけども、旧武雄市の建設部長であった末次部長、当時、区長さんをされておりましたけども、幾度となく言われていたのは、広田川の樋門に簡易型の水中ポンプをつけたら解決すっさい(?)ということで、何度となく国、県のほうにも要望していただきましたけども実現できなかった。

それが昨年の災害を受けて、激特というふうな形で動き出したということで、非常に今回よかったなというふうには思っております。

その中で、橋のほうにいきますと、その対策が今回、説明がなかったわけでありますけれども、以前質問をさせていただきましたけども、橋の東川の排水機場については、運転操作マ

マニュアルの見直しが全然できていないじゃないかと。

本線のいろいろな予算措置はされて強固なものになっているのに対して、マニュアルが見直しをされていないというふうなことで、当時5トンのポンプから8トンに増やして運転をされているけれども、この運転時間を延ばす努力をするべきじゃないかということで要望しておりましたけども、この点についてはどのような運用になっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／東川排水機場の操作につきましては、平成30年6月議会の一般質問で吉川議員から提案を受けております。

武雄河川事務所に要望をしており、同年8月には当該排水機場の操作容量の見直しが行われ、操作開始の水位を4.8メートルから4.5メートルに変更し、早い段階からのポンプの操作が可能となっております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／水位が4.5メートルになったらポンプを運転開始するというので、以前が4.8メートルですから、30センチ低い水位から、ポンプを初動で(?)回していくということがあります。

ぜひこちらの停止するタイミングについても、やはり六角川河川、いろんな事業費を使って強固なものにされておりますので、停止するタイミングもできるだけ引き延ばしていくことを要望しておきたいというふうに思います。

そして、この橋においては、今年の7月豪雨においても時間雨量33ミリという激しい雨が降ったわけでありまして、この33ミリの雨でポンプをフルに回しても床下浸水が発生をしておるといふような状況であります。

そういう状況からすると、運転マニュアル見直しをしても、そういう状態に陥るということは、この東川の排水機場そのものの能力が不足しているというふうに思うんですね。

ぜひここは、やはり朝日、高橋と北方の広田川、ここが解決に向かいますので、あと残されているのは、この橋地区であります。

ぜひこの東川の排水機場についてはポンプの増強を図るということ、ぜひプライオリティナンバーワンに、市としては置いて、国、県、これはもう市で対応できる話ではありませんので、ぜひ国、県への要望活動をやっていただきたいというふうに思いますけれども、この点についての認識をお尋ねをしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／橘町の対策部については、昨年度、六角川の河道掘削をしております。

ただ、それだけで私は十分だと当然思っておりませんで、やはり東川排水機場というのは大きなポイントだと思っています。

私も、橘町片白付近の方から、毎年のようにこの排水機場の話は聞きますし、先ほど御指摘があったとおり、今年7月の豪雨でも南片白、JAの橘支所付近ですね、ここもやはり床下浸水がありました。

私もお宅に行きました。

こういった六角川全体の計画というのが今、激特で進んでいますけれども、やはりこういったきめ細かい部分、そして本当に大事な部分こそ地元から声をもっと上げていかなければならないというふうに思っております。

ぜひここについては、これまで国が5トン整備して、プラス3トンで今8トンということですが、さらなる増強を、これは私もしっかりと国、県に対して、これまで以上に要望していきたいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／よろしくお願いをいたします。

橘にはこの東川、片白、それから南片白をカバーしていますけれども、もう一つ手前に行きますと釈迦寺のほうから流れてくる鐘撞川等もあります。

ここの下のところも浸水被害を受けるところであります。

そういったことで、この東川以外にもいろいろ問題点、課題はありますので、ぜひこの橘地区に力を入れていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それから、一応、内水対策については以上でありますけれども、外水のほうの本線についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、本線の六角川、松浦川ありますけど、まず、今回の六角川についての対応策、どのような対応をされているのか、まず、お尋ねをしたいと思っております。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／六角川本線の氾濫対策についての質問ですが、まずは国の事業として、昨年に事業化となった六角川洪水調整池ですが、現在、調整池整備の一環として本線の河川

付け替え工事に伴う用地交渉等が行われている状況で、事業者様及び地権者様の合意形成を図りながら早期の整備を目指し、進められております。

また、六角川の河川水位の低減を目的に河道掘削が行われており、昨年度の橘町をはじめ、今年度では激特事業により、大町橋付近から武雄川本線合流付近の区間において実施がされているところです。

県の事業に関しては、県河川武雄川改修が激特事業に採択され、令和6年度完了を目標に進められ、今後、護岸等の詳細設計や、未買収地の用地取得を進めるとともに、今年度は一部区間のシュクテイ（?）、暫定掘削などを行う予定であります。

同時に武雄川や高橋川等の河道掘削も実施されております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／武雄川、高橋川についても河道掘削等をしていくと。

橘については、今、市長からもありましたけれども、昨年度、内水のほうの掘削もしているというふうなことのようでありますけれども、この調整池についても、先ほど河川の付け替えとかいうことで動きが始まるというふうなことでありますけれども、実際、この河道の付け替え等どれぐらいかかるのかですね。

また、本体工事までどれくらいを見込んでおられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

吉川議員／調整池どのくらいかかるか、スケジュールについて。

調整池のスケジュールについて。

野口まちづくり部長／議員がおっしゃっております調整池の期間については、現在、洪水調整池の上流部の河道付け替えが、用地取得等が始まっている段階で、それには五、六年程度の時間を要し、それから本体工事に入っているということで、期間的には国土交通省のほうより工事期間等は示されておられません。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／調整池の本体工事の前に、河川の付け替え、ショートカット等をされるというふうなことで、それにも6年ぐらいかかるというふうなこと。

それから以降、調整池本体をやるとなると、またそれから五、六年かかる。

恐らく 10 年以上の期間が供用開始までにかかるというふうに思うんですね。

そういう状況の中で、今、六角川の本線については対応されているということで、これは牛津川（？）のほうの上流の遊水池でありますけれども、ここも十数年前から稼働をしております。

大体、1 反当たり 200 万円ぐらいの補償費を出されておまして、水田をつくりながら、洪水があるときにはここに水をためるということで動いておるわけでありますけれども、この牛津川については、ここの下流部に、また、牛津川遊水池といったものが、今回の激特で、5 年間の事業として新たにつくると。

それ以外にもまた遊水池をつくるというふうな構想も持っているというふうなことでお伺いしております。

この牛津川のラインについては、いろんな事業がずっと先が見えてきている。

そういう中で、この六角川については、なかなか調整池の話も随分前からあっておりますけれども、ようやく昨年事業化されて、これからもまた時間がかかるというふうな状況であります。

この本当に、水害の激甚化をしているということを見据えれば、やはりこの六角川の沿川においても遊水池をつくるといったところも念頭に置きながら、やはり今後計画を立てていく、構想を練っていく、このことが重要じゃないかなというふうに思います。

これは、武雄市だけじゃなくて、沿線、近隣の市町も含めて、その流域全体での治水対策をどうしていこうかというところを、ぜひ計画を立てていくべきだというふうに思いますけれども、これはちょっと大きな話になりますけれども、この点について、どのように認識をされるのかお尋ねをしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／議員御指摘のとおり、牛津川も含めて、要は六角川水系全体としてどう防災減災を図るかという中で、いろいろ事業を考えていかなければならないと思っております。

先ほどお示しされた牟田辺遊水地もそうですし、今度、牛津川流域に計画されている新たな遊水地というのも、六角川水系全体の防災減災の中で考えられているところですし、要は、六角川本線については、六角川洪水調整池というのは、やはり非常に大きな事業である。

併せて、武雄よりも下流域において蛇行部分をショートカットするとか、そういった部分も今、考えられておまして、これまた全体、本線も全体で考えられているところであります。

今のこの遊水池の話については、私もそれはですね、やはり少しでも軽減をさせるために新たなものを考えていくと、そういうふうな姿勢は必要であると思っております。

牟田辺遊水地自体が実際 13 年かかっているというところもありますので、計画をしても、や

はりかなりの時間がかかるということで、我々としてはまずは、先ほど五、六年で工事があって、その後、調整池ですね、五、六年で河川と道路の工事があって、その後、いわゆる調整池の工事があると、整備があるということですが、こちらをとにかく1年でも早く進めるというところにまずは全力を置いて、ただ、一方で議員御指摘のとおり、河川流域水系全体として新たな遊水池が必要じゃないのか、このあたりについては国土交通省であったり、様々な流域の首長であったり、そして、議員の皆様と共に今後、引き続きこれは考えていかなければならないと思っております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／よろしくお願いたします。

先ほど、まちづくり部長のほうから、六角川については河道掘削を推進をしていくんだというふうなことでありましたけれども、一つ、これは私の考えでありますけれども、この有明海への上流に位置するこの武雄は、海拔ゼロメートル地帯にほぼなるわけですね。

ということは、海の潮が武雄市まで上がってくるというふうなことで、河道掘削、河道掘削と言われますけれども、河道掘削で下を掘っても、結局、満潮に近くなれば、海の水がもうそこに堆積してしまうわけでありますので、いくら河道掘削をしても、その受け皿にはなかなか得ないという部分もあるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、ぜひその河道掘削も効果がないということではないですけども、それはそれとしてやりながら、今、市長さんもおっしゃったように、こういった流域全体での遊水池計画、こういったところも長いレンジで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願をおきたいと思っております。

それでは、次に急傾斜ですね。

災害復旧事業費の負担割合の見直しというふうなことで、急傾斜崩壊防止事業の今現在の負担割合はどうなっているのか、また、採択要件はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／急傾斜地崩壊防止事業についてですけど、まず、負担割合になりますけど、本市の負担割合については県50%、市25%、地元25%となっております。

採択要件につきましてですが、事業の採択要件がありますけど、斜面が30度を超える角度をなし、その長さが5メートルを超える急傾斜地で人家が5戸以上に直接被害を与えると認められる場所、箇所、もしくは公共的建物、学校とか社会福祉施設ですね、それに被害を与え

る箇所ということで採択要件がなっております。

事業費としては60万円以上の事業が該当するということになります。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／この急傾斜地等については、さきの議会で豊村議員さんも質問していただいたところでありまして、それに大きく関連をしますところでもあります。

工事の負担金ですね、今、県が50%、市が25%、それから地元、これは個人になろうかと思えますけれども、これも25%というふうな状況ですね、このように事業費が500万のときの地元負担が125万。

例えば事業費が2,000万になったときどうなるかといったら、地元負担金が500万、手出しをする必要があるというふうな状況であります。

とてもではないですけれども、500万とか、125万でも大きい。

500万を出せるような余裕がある人はほとんどいないと思います。

そういうことですね、ぜひ、こういった急傾斜地の本当に必要な、工事が必要なところについて、やはり積み残しがある、そういったところを、やはりできるだけなくすためにも、地元負担金を出せる範囲にこう、やはり見直しをしていく必要があるかというふうに思います。

段階補正をつけてですね、例えば2,000万でも、200万の地元負担金で対応できますよということで、この負担金の割合をなだらかにしてやる、そういった制度設計といったものを市としてはする必要があるのではないかというふうに思うわけでもありますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／負担率の見直しになりますが、ちょっとその前にですね、これまで採択要件に該当せず事業で対応できなかった箇所があり、まずは事業対象を広げるために、令和元年に佐賀県に対し採択要件緩和の要望を行いました。戸数(?)要件緩和については今後も、市町の地元の要望状況も見ながら、各市町と引き続き議論したいとの回答がっております。

そのため、今後も引き続き要望を行いながら、さらに地元負担軽減のために補助率50%のかき上げも要望していき、佐賀県と協議を重ねていきたいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／地元負担を抑えるために市町と力を合わせて、今の県の50%をもっと上げてもらうんだと、要望するんだというふうなことで今、動いているということでもありますけども、それができたら一番いいわけでもありますけども、ぜひここ(?)については努力をしていただきたい。

その分ができれば、地元負担金を抑えるということに結果的になろうかというふうに思いますので。

ただ、それがそれがうまく前進しなければ、武雄市独自でもやはり、この地元負担金については傾斜カーブをつけてやって、本当に必要なところはできるようにぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

この件については、猪村議員さんと重なる部分も多々あるかと思いますが、あとは猪村議員さん、よろしく願いいたします。

それで、次ですね、これも前回、願いをしておりましたけれども、農地の小規模災害の10万円以下のところの制度設計をぜひしてほしいということで、40万以上は災害、そしてまた、40万から10万は小規模災害ということで救いがあるわけでもありますけど、10万以下がないということで、この辺の制度設計はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／国庫補助の事業の対象にならない事業費40万円未満の災害復旧につきましては、新たに起債を活用した単独災害復旧事業に取り組むということで考えております。起債制度には2つの制度があります。

1つ目は単独災害復旧事業債ですが、40万円未満で下限なし、これは農業用施設災害復旧に対応した起債制度でございます。

ただし、40万円未満の農地災害は対応できないということになっております。

2つ目は、激甚災害指定の際の農地等小災害復旧事業債ですが、これは13万円以上40万円未満の農地及び農業用施設災害に対応した起債制度でございます。

この2つの起債を活用したいというふうに考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／起債を活用するんだということで、下限なしで農業施設についてはカバーできるようになったということで、これは一歩前進をしたところでもありますけども、もう一つやはりこの耕作者が一番困る農地への災害ですね。

こういった土砂が体積したところを排除する、こういったところにも費用がかかりますので、ぜひこういったところも救えるように、農家の皆さんの就業意欲を損なわないように、ぜひここについては農林課独自で単独費を設けてでもやるべきだというふうに思いますし、ぜひこれは、農林課としては、財政当局にですね、年間数十万ぐらいある予算を獲得して、そういったお困りのところに配分をする、そういった制度設計をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

何かありますか。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／議員おっしゃるとおり、単独災害復旧事業債においては農地災害は10万円未満の貸与ができませんので、まずは国・県に対して、実情に合うよう、対象になるよう、起債制度を求めていきたいと。

それと、引き続き制度設計に関して研修をしていきたいというふうに考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／国・県への制度設計をお願いしたいというふうなことで、僕はそんな難しい話を言っているつもりはないんですね。

年間、武雄市内で何か所かある、こういった災害についても、本当にお困りのところについては手助けするように数十万円の予算をつけてくれということを言っているわけでありまして、確かに国・県へのお願いをするのも必要でありますけども、それができるまでは市の単独でもやるんだということで、農林当局のマネージャーとしては、やはり財政当局に掛け合っ、て、こういうお困りの方を私たちは助けたいんだ、予算をつけてくれと、そういうこととするのが本当のマネージャーの仕事だというふうに思いますので、ぜひこの件については市長を含めてですね、ぜひ予算をつけられないかということで御協議をお願いをしたいと思います。

それではですね、次、ソーシャル防災についてお尋ねをしたいというふうに思います。

今、災害が起こる前、起こった後の情報収集、情報発信について今現在、どのようにされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／おはようございます。

議員御質問の情報収集、それから、情報発信の現在とこれからといったところになるかと思えます。

情報収集方法につきましては、本年度から防災定点カメラの設置を行っているところです。箇所については4か所の追加ということで予定しております。

また、職員から災害発生時等、登庁時の際に、昨年度、一昨年度導入しました安否確認・登庁要請システムというものがございます。

こちらのほうに登庁途中の災害を発見した場合、その情報をそのシステムにより報告するという方法を取っております。

さらに、消防団員からの情報につきましては、位置情報を付しました防災情報システム、これは先ほど御紹介しました安否確認・登庁要請システムと同時期に導入しているものです。こちらを使いまして、消防事務主任から情報を収集しているというような状況でございます。情報発信につきましては、これまでの情報発信に加えまして、現在、新たに構築を進めております災害情報発信システムの戸別受信、こちらのほうを活用しながら進めていこうということで整備をしているわけですが、これを先月8月28日から配付開始をしているところです。また、今年度、六角川排水ポンプの停止や大規模発生のおそれがある越水などの情報、こういったものが入った場合にも、サイレンを鳴らすと。

このサイレンはモーターサイレン、分かりやすく伝えるためのモーターサイレンを鳴らすということで考えております。

することとしております。

こちらにつきましても、7月31日に住民周知の訓練を行ってきたところでございます。

さらに、緊急速報メールを避難情報発令時から使用し、早めの行動を取っていただくように***している状況でございます。

伝える情報から伝わる情報というものを意識しながら、必要なときに必要な人に必要な情報を発信することを心がけながら取り組んでいるところでございます。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／1年前の豪雨災害の反省も踏まえて、いろんな形で制度を変えていただいておりますということについては感謝を申し上げます。

その中でも、以前使っていたエリアトークですね、これについては予算化されて、全世帯へ配備をして、情報を漏れなくお伝えをするということで、非常に有効な手段だというふうに思っております。

もう一つですね、情報収集の部分で行きますと、そのSNSを使って、実際に現地の浸水の状態とか、被災の状態、こういったものを、今、先ほど言われたのは、安否確認システムで

すかね、登庁要請システムとか、そういうことで職員さんが発見して、登庁のときにそれを市のほうに吸い上げていくということでもありますけれども、それともう一つは、各消防団の事務主任さんから連絡をいただくというふうなことでありますけれども、そういった点の情報ではなくて、その情報が上がってくるところを、その線をもっとこう多くしていただきたいなど。

例えば一般市民からでも、こういった画像を添付して市のほうに送ることができる。

それをみんなが今度はSNSでその現場の状態を確認することができる。

やはり現場の実態を見える化する、こういったところが今後、ますます必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の面で見える情報の発信といったところにつきましては、現在、先ほど紹介いたしました、職員の登庁の時点、さらには消防団の情報、こういったものが集められてくるわけですが、消防団からの情報で、まずは冠水による通行止め、こういったものの情報が多く入ってきます。

この情報につきましては、地図情報としまして、通行止め情報としまして、路線名、通行止め時間、こういったものを地図上に落として、それを災害時にホームページ、それから、フェイスブックに掲載しているような状況でございます。

議員からの、情報の見える化といったところでの、面につきましては、面で見える化といったところにつきましては、現在、災害情報発信システムの構築を進めているということを申し上げましたので、こちらのほうで効率よく面で周知できる方法を研究させていただければと考えております。

さらに、隣り合わせた市町の状況というのも本市にも関係するところがあるかと思っておりますので、そういう近隣の市町の状況も確認しながら進めさせていただければと考えています。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／福岡市とか、唐津市もこの前、ニュースでやっていたけども、やはり現場の実態をこういう画像を交えて送って、それをみんなで共有できるようにするというので、そういう情報がたくさん入ってくるようなシステムをされておるようでありますので、ぜひ、そこは研究をしていただきたい。

今の職員さんとか、事務主任さんの対応も進歩はしているんですけど、それをもっともっと広めて、市民の皆さんからも情報が、いろんな情報がリアルタイムに入ってくるよ

うなシステムになればというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、グラウンドですね。

グラウンドの整備充実についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、朝日小学校のグラウンド利用でありますけども、これは平成20年、今から12年前に2倍の広さに拡幅をしていただきました。

朝日町としては、町民グラウンドを造りたいという思いの中でずっと運動をしてきて、樋渡市長になってから、最終的には、もう学校と供用にして大きなグラウンドを造ろうということで実施をいただいたところであります。

非常に有効に利用して、地域の皆さんに利用していただいているところでもありますけども、課題として、少年野球とかサッカーで毎日のように使っておりますけれども、このネットの高さが今、3メートルということで非常に低い。

東側には県道が通っておりまして、交通事故の可能性もあると。

西側に行くと高橋川という大きな川がありまして、年に1回、除草作業をしていただいておりますけども、背丈がすぐに伸びて、そこにボールが落ちたらもう取りに行くことができないということで、非常に危険な状況にありますので、ここについてはフェンスのかさ上げをぜひ検討いただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／現在、市内の各小中学校におきまして、学校教育に支障のない範囲でグラウンド等の学校教育施設を地域のスポーツの場として開放していただいております。

今後の人口動態等の社会情勢の変化を考慮し、今以上に学校教育施設を有効活用していくことは国の方針にも示されておりますので、まずは市内全ての学校体育施設の設備の状況や社会スポーツ団体の利用状況を確認した上で、整備の必要性について、学校施設の管理者または各学校と協議をしながら対応を決めてまいりたいと思います。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／本当にですね、このゴールポスト、2メートルちょっとありますけれども、後ろのネットが3メートルということで、もうゴールのほうに蹴ったらですね、超えていくというふうな状況にあります。

山内東小学校は3メートルのフェンスがあって、後づけでコンクリート柱を建てて、七、八メートルの高さまで増強していただいておりますけども、ここまで本当に必要なのかどうかというのは、実際、やられている現場の野球、サッカーの監督さん、指導者の皆さんが一番

よく御存じでありますので、そういった方たちとの協議をしていただいて、ぜひ、そういう問題のあるグラウンドについては対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、あとは朝日小学校のグラウンドで放送機器がありますけれども、いろんな環境、騒音だとか、そういった風の影響とかということで、放送が聞き取りづらいということで、特に運動会なんかは、業者さんがほかの設備を何個か持ってきて対応しておるような状況でありますけれども、ここも現場の環境に合った放送設備への更新をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／おはようございます。

朝日小学校の放送機器につきましては、学校及び放送機器の専門業者に確認をしたところ、音割れがして聞こえにくいとの回答をもらっております。

現在は小学校の運動会、また、町民運動会を実施する場合は、おっしゃったように、地元業者から機器を借りて実施をしておりますけれども、それでも音割れがして聞こえにくいとの問題があると聞いております。

改修でございますけれども、市内の他の学校でもこうした問題が生じていないのか、各学校等のグラウンド等の状況も調査をした上で考えてまいります。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／よろしくお願いたします。

それと、朝日小学校のグラウンド、少年野球、サッカー等で日常、通常平日は使われておりますし、土日になりますと各種団体が押さえられております。

特に、グラウンドゴルフで年間を通じて会場が埋まっているということで、例えばサッカーの試合をするにしても、学童オリンピック大会を朝日とか橘でしてほしいというふうなことを言われても、グラウンドを提供することができない今の状況であります。

そういうことで、白石にある、庁舎の横にある大きな総合運動場ですね、ここはサッカーとか、4面使えるような状況でありますけれども、武雄市にもやはりこういった多目的のグラウンドが必要だということのお声もあります。

非常に、各町の学校グラウンド等については有効に使われておりますので、ニーズとしてはあるかというふうに思いますけれども、こういった多目的のグラウンド整備をしていただきたいというふうに思いますけれども、どのように認識をされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／市内には多目的に利用できるグラウンドが5施設ございます。

武雄市公共施設等総合管理計画及び武雄市公共施設等個別施設計画（スポーツ施設編）において長寿命化を図り活用していく方針でございますので、まずは既存施設の有効活用化に努めてまいりたいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／既存施設で対応すると、各町、武雄市にもグラウンドありますけれども、白石でも4か所ぐらい大きなグラウンドを持っておるんですね。

武雄市でも、やはりもう今、グラウンド利用については、どこも飽和状態になっているというふうに思いますので、そういったところも一度、御検討いただきたいなというふうに思いますし、また、サッカー協会等では人工芝のグラウンドが欲しいとかいう御意見もありますし、また、陸上をされている皆さんは、土のグラウンドではなくて、タータンの運動施設にしてくれといったことも随分前から要望等もあっております。

そういったいろんな要望があっておりますので、この運動場の計画については、これも将来を見据えた形でもう一度、御議論をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、子ども・高校生の医療費助成についてでございます。

今、中学校3年生まで、そして、高校生の一部非課税世帯の対応をしていただいておりますけれども、ぜひここは高校生、全部、入院・通院ですね、カバーするようにしていただきたいというふうに思います。

コロナ期だからこそ、本当にお困りの世帯もあります。

そういったところへの支援にもなりますので、ぜひ新年度から取組をしていただきたいというふうに思っております。

現物給付じゃなくてですね、財政的な問題があれば当面は償還払いにするというふうなことも踏まえて、ぜひ、していただくことを市長に決断をしていただきたいというふうに思います。

議長／小松市長

小松市長／これについては私の公約でもあり、できるだけ早く実施ということで、制度設計

を進めておりましたが、今回、災害対応などで防災・減災への予算の重点配分ということで、財源確保のため、今年度、見送ったという経緯があります。

引き続き必要だと思っておりますので、ここについては財源をしっかりと確保して、できる限り早くスタートさせたいと考えております。

議長／9番 吉川議員

吉川議員／以上、3点申し上げましたけれども、住民福祉向上のために、これからもさらに頑張ってくださいをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長／以上で9番吉川議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備のため、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番川原議員の質問を許可します。

御登壇を求めます。

17番 川原議員

川原議員／ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回は3項目について質問をいたしますが、1項目めには防災行政、2番目には新型コロナウイルス感染症の対策について、最後の3番目に空き家対策について、通告順に質問をしてみたいと思っております。

では、まず、災害への対策の中で、防災行政無線戸別受信機についてお伺いをしてまいりたいと思います。

この戸別受信機については、今年度3月の当初予算に3億3,540万7,000円が計上され、2年計画で全体事業費6億8,690万7,000円との説明があったわけですが、内容についてはこれからも検討をしていくということだったと思います。

この戸別受信機については、これまで3回、防災減災課から事務連絡という形でタブレット端末にワウトーク(?)で連絡が回っただけで、議会の全員協議会等での詳しい説明や意見

交換等もあると、そのように思っておりましたところ、8月29日の佐賀新聞に、佐賀豪雨から1年たった8月28日、市長は朝日町高橋の民家を訪ね、戸別受信機を渡し、試験音声を流して受信を確認したと、そのような記事が掲載をされまして、私もそこまで分かっておりませんでしたので、本当に唖然としたわけでございますが。

先ほど申しましたように、令和2年度の当初予算で3億3,540万7,000円、2年計画で全体事業費6億8,690万7,000円の、これだけ高額な事業であり、そして、市内全戸に無償で貸与するという、これは市民に直結した事業です。

これが議会に何の説明もなく、どんな機能を持った機種なのか、利便性、耐久性、価格、ランニングコストなど全く説明がなく、機種の導入の経緯も分からないまま進んでいるのではないかと思います。

なぜ議会と協議を行う場を市は設けなかったのか、まず、これについてお伺いをしたいと思います。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御質問の議会への説明につきましてですが、一旦、ちょっとモニターのほうを表示させていただきます。

議員のほうからお話がありましたこちらの防災情報発信システム、こちらの予算については、議員のほうからありましたとおり3月の議会の折に御説明がなされているかと思います。

御指摘いただきました書面での説明といったところが、7月17日、それから8月12日というところで、書面で御説明をしたところでございます。

また、この前に、一旦、常襲水害対策特別委員会、こちらのほうでも求められましたので、こちらの折には書面も合わせて御説明を申し上げたところでございます。

この事業を進める中での経緯をまず、お話させていただければ、予算をいただいた後にプロポーザル方式で契約締結を行い、現在、締結事業者により履行をいただいているところであります。

こちらにつきましても、進めるに当たっての情報等については、書面ではありますが、お示しをしてきたところでございます。

それから、プロポーザルの公募開始、受託者の決定、契約締結といったところも、これも御指摘のとおり、書面による御報告を差し上げてきた次第でございます。

この間の説明では、やはり詳しい内容といったところの御提示ができていないというところは御指摘のとおりかと思います。

さらに、それにつきましては、書面において概要といったところでの御説明になったところではあります。

ただ、この流れの中で、順を追って進めてきておりますこの事業の進め方の中で、私どものほうが直接議員皆様のほうに御説明する機会、タイミングと申しますか、そういったものがなかったといったところもあろうかと思えます。

説明されていないということでの御指摘、こちらにつきましては、直接説明を本当にできていないというところの御指摘をお受けいたしまして、議員各位に対して御迷惑をおかけしたことはおわび申し上げますとともに、このことを真摯に受け止めながら、このようなことがないようにしっかりと、今後、対応をしてまいりたいと思えます。

議長／17番 川原議員

川原議員／議員に説明する機会がない、タイミングがないと、これは理由になりませんよ。やはり、それは確かに常襲水害地対策特別委員会ですか、そこでも説明があったということですけど、そこに所属していなかったら何も分からないわけですよ。

ただ、こういう形で、ワウトーク（？）ですか、これですと来た、これだけ見ても（？）内容は分かりませんよ、実際。

ですから、議員全員がやっぱり共有して、そういう、どのような機種なのか、どんな内容なのかというのは知っておくべきなんですよ。

我々議員というのは、市民の代表です。

やはり市民から聞かれたときに答えようがないわけですよ。

そして、まして今回、聞いておりましたら、この戸別受信機は普通だったら固定ではなく、持ち運びができる無線という形なんですよ。

今のエリアトークですか、それもそうなんですよ。

これ、有線ということなんですよ、有線。

これも公募型プロポーザルでそういう有線という形に決まったというようなことですが、私たちは最初、一番最初は3月の時点でも無線というふうに思っておりました。

これ、有線に変わったと、有線に変更されたというのはいつの段階で変更になったんですか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／この情報発信システムの中の一部にあります戸別受信機であります、議員のほうから御指摘がありました無線から有線へといった決定の時期のことについてですが、一旦この防災情報発信システム、こちらのほうを構築するための業務委託事業というもので公募型プロポーザルにて契約を締結してきたところでございます。

昨年の8月、大雨災害を受けて、災害時において市民の皆様に気象情報、それから避難勧告

をより正確に、より確実に、より早く市民に届くように発信し、身を守るために必要な情報を確実に伝達し、市民の安心・安全を確保することの目的を達成しようということで取り組むため、目的とする仕様書、こちらを整理しておりました。

その仕様書を基にプロポーザル方式で、武雄市が求める事業についての提案者を公募しております。

参加いただいた提案者、2者から提案をいただきまして、実績、それから専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案しながら、その提案を求めたことを総合的な見地から判断いたしまして、最適な受託者を選定しているような状況でございます。

この選定に当たりまして、災害における防災情報、それから平時における市民からのお知らせ、有線方式と無線方式、それぞれのメリット、デメリットはあると思いますが、どちらの方式でという指定はせずに、市民の皆様へ確実に情報を伝達するための戸別受信機という仕様書に基づいて、また、既存の情報発信ツール、現在ありますツールとの連携ができるもの、そういったものも含めて提案を受けながら評価を行い、受託者となった事業者が提案した戸別受信機が有線であったというような状況でございます。

議長／17番 川原議員

川原議員／その提案、事業者が2者ということでございます。

その中で、もう一者は有線じゃなく無線だったんですかね。

そこはどうか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御質問のプロポーザルに参加しましたもう一者の提案内容でございますが、こちらにつきましては、プロポーザルの中で提案いただいたもう一者のところの事業内容につきまして、企業が持つ情報といったところで、今回、採用されていらっしゃいませんので、そちらのほうは提案された内容というものがお示しすることができませんが、一旦この事業を進める中で、何度も繰り返しになって申し訳ありませんが、先ほど私どものほうで仕様書をつくり、武雄市にとって最適なもの、こういったものを導入いただける提案者のところで評価を行って、総合的に評価を行って、結果、提案いただいたのが有線の戸別受信機を提案した事業者だったということになります。

議長／17番 川原議員

川原議員／やっぱり有線、また、無線というのは、メリット、デメリットあると思うんですよ。

総合的に考えて、この有線、ケーブルワンさんの有線のほうがよかったと、そういう評価をされて今回導入されたということでございますが、今、全国的に見ても、ほとんどの自治体は無線なんですよ。

無線対応なんですよ。

そして、国のほうも防災基本計画というのがありまして、その中でもやはりこの戸別受信機、これは無線系のものを整備しなさいというような指導とございますか、ことが書いてあります。有線と無線のメリット、デメリットも***総合的にというようなことかも分かりませんが、しかし、やはり有線というのは線ですよ。

線を引っ張っていくということになれば、例えば今回のこのような10号の強風の吹き荒れる台風が来たときに、やはり木が倒れてみたり、電柱が倒れてみたりするわけですよ。

そういった中で、線というのは切れるんですよ、どうしても。

それを復旧するには、また時間もかかるというようなことですよ。

総合的といいますますが、実際、この戸別受信機が各家庭にあって、やっぱり使い勝手よくないと何もならない。

使わなければ何もならないわけよね。

そういう断線のこともあります。

それから、例えば有線という中で、ケーブルテレビを線を引いてあるところは、そこから多分取られると思います。

そういう家の中の工事ですね、そういうのもありますし、例えばそれを1階に設置をした場合ですよ。

普通、寝るのは2階だと、寝室ですね。

そこに持って行けるんですか。

有線だから無理なんじゃないですか。

やはり、そういう災害があるというときに活躍するといいますますが、これがこういう戸別受信機、いち早くその情報が入るということですよ。

そういう中で、その1階に設置をしたら2階に持って行けないんじゃない意味がないんじゃないかなと思うんですが、そういった細かいところはどうなんですか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の有線での戸別受信機、こちらの移動、持ち運びについてでございますが、まず、そちらのほうのデメリット、メリットといったときには、やはり御指摘

のとおりデメリットの部分になる部分は出てくるかと思えます。

ただ、メリット、デメリットのところでの今回のこのプロポーザルといったところでの戸別受信機の導入といったところではありませんので、あくまでも防災情報発信システム、これの一部の戸別受信機が有線であったということで先ほど御説明申し上げたわけですが、ただ、この戸別受信機を、御指摘のところ、持ち運びについてはやはりケーブルを繋ぐ場所がないといけないという状態はあろうかと思えます。

例えば今回このケーブルの有線の接続先というのがテレビ、ケーブルテレビを契約して導入されている御家庭には、テレビの差し込み口があるということになります。

その差し込み口にケーブルを差し込んで、この防災情報の中の戸別受信機も受信をするという仕組みになっております。

持ち運びについては、例えば寝室にもテレビのジャックがあればそちらにケーブルを差し込んでいただければ受信することができるというようなことをございます。

ただ、この設置をする際に、やはり目的が災害情報、こういったものを受ける受信機であるということになりますので、そこはその家主様といいますか、そちらのほうの状況も確認しながら家の中で最適な場所といったところに（？）設置といったところを調査しながら進めていくということになろうかと思えます。

この戸別受信機の部分、災害の情報が出る時が、通常、ボリュームで調整する発信、音量を調節する仕組みではなくて、災害情報を発信される時は最大限の音で鳴るような仕組みになっておりますので、大体家屋の中でありますとその音源の高さで、確認等はできるものと考えている次第でございます。

議長／17番 川原議員

川原議員／今、説明を聞いておりますと、なかなか有線じゃあ難しいんじゃないですか。

ケーブルテレビを引いて、ケーブルワンに加入されて、それが、テレビが1階と2階とあると、寝室にあるかということ、そういうことも分からないじゃないですか。

だから、線はどこでも引っ張っていくというなら話も別ですけど、当然、最初は特にケーブルテレビに加入されていないところなんかは線をまず、1階のほうに引くだけなんでしょう。2階のほうに持って行くわけでもないでしょう。

そういうことも考えたら、有線というのは、本当にこれでいいのか。

そして、先ほど言いましたかどうか分かりませんが、停電ですね。

停電をしたとき、そのときの対応はできるんですか。

そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の、昨日も停電がありましたが、そういう停電時の受信の状況、そういったものにつきましては、まず、御指摘のとおり、戸別受信機、こちらのほうは家庭のコンセントに差し込む形態となっております。

併せて、この戸別受信機、先ほどの停電の対応に関しまして、乾電池を常時入れていくと。入れて、そちらのほうで受信のための電源を補うというような仕組みになっております。

あと、先ほどの質問の中で、私のほうが説明不足のところがあったところがありました、テレビのジャックに差し込むというところの御説明を申し上げたときに、一旦この戸別受信機を希望される方には配付といった形になります。

その際に、設置箇所を家主の方と確認をしながら進めると。

その近くにあるテレビジャックから分配をして、その設置のところに配線をするということろまで含めた設置になっております。

議長／17番 川原議員

川原議員／いろいろ、今、説明をいただきましたが、本来なら、こういう場ではなくてもしっかりと細かい説明までしていただけたら、別にここで聞く必要もなかったんですけど、ただ、それでも、今こういう時間の中で聞いていても、なかなかこれ有線、納得できないんですよね。

何のメリットがあるのかという部分から考えたときに、どう考えても、有線、無線と考えたときに、無線のほうがメリット、物すごく多いんじゃないか。

確かに、受信できないようなところにアンテナをつけるとか、いろんなこともしなくちゃいけないと思いますが。

そして、全国的に見ても、まず、有線であまりやっているところはないと思うんですよね。ほとんど無線だと思います。

そういうことをいろいろ考えてみますと、まだまだ時間的に余裕があれば、ぜひ一回、見直してみたほうがいいんじゃないですか。

それは総合的な判断で有線にされたというのは分かります。

でも、そのメリットというのは、この戸別受信機に限ってはないんですよね。

だから、それは全体的なメリットはあるかも分かりませんが、ただ、それはやっぱり市民の各家庭に無償配付をして、使ってもらおうと。

使い勝手がいいということにならないと（？）意味がないわけですよね。

だから、これは、ぜひもう一回検討してもいいんじゃないですか。

その辺りについてはいかがでしょうか。

議長／北川副市長

北川副市長／このシステムの導入に当たりましては、私もこの機種を選定委員会に入っております、失礼しました。

入っております。

そこで、先ほど理事が申しあげましたように、まず第一に、この目的は、とにかく被災をされる市民が低平地であろうが、高いところであろうが、均等に（？）緊急避難情報を確実に受け取ることができるシステムにしようということで検討を始めまして、その手法については仕様書をつくりまして、これを可能にできる方法はないかということで、プロポーザル方式を応募をして検討してきたところであります。

今回はこの通信機だけじゃなくて、その後の不測の事態への運用、あるいは安定稼働、それから故障を含む障害発生時のサポート体制等含めて、あらゆる角度から検討をいたしました。

2社からの御提案ございましたが、これを総合的に判断いたしまして、現在のその結果が有線だったという状況でございます。

ですから、無線についても、有線についても、双方の協議といいますか、提案を受けまして、その分の比較検討をした上で、総合的により近く我々の目的を達成できるのが有線であるという結論に達しましたので、そういう形で進めさせていただいたものでございます。

ただ、おっしゃるとおり、十分な説明が議会の皆様方にできていなかったということにつきましては、私のほうからも改めておわびを申し上げたいというふうに思いますが、こういう形で、今、選定委員会の結果を踏まえていち早く設置をするための作業にかかって（？）おりますので、そこをよろしく御理解いただければというふうに思います。

議長／17番 川原議員

川原議員／いろいろなことを検討して、こういう形で決めたというようなことですが、この一番の問題は、いろんな防災の関係のシステム、それはもちろん要りますよね。

いいのが（？）要ります。

でも、実際、使い勝手ということを考えたら、やはり戸別受信機は無線で持ち運びができる、外でも近くだったら持って行けるとかという、そういう使い勝手を、市民の本当の使い勝手ということを考えれば、やはりそういうシステムは分かりますけど、その中で無線とか、何でできなかったかなというのが本当に疑問なんですよね。

やはり今、副市長がおっしゃったように、本当に議会に対しては説明というのがほとんどな

かった。

それは本当に重要なことだと思います。

よく議会と執行部は車の両輪と、そういった表現があるわけですが、地方議会は市長、つまり、武雄市では小松市長ですね。

その市長と議会、これが互いに形成し合っていくのがこの二元代表制、これを取られているわけですが、確かに、市長には議案等の提案権があり、議会で議決されたものは執行権があります。

議員には行政から提出された議案を、議員の立場で様々な角度から審議を行う。

そして、議決する議決権というのが議員にはあるわけがあります。

議案が賛成多数で可決されれば、行政は事業の実施に移る。

また、反対多数で否決されれば、法案の修正をして再度提出をするか、事業の実施を断念するか、そういう選択が迫られるわけがあります。

この車の両輪とは、市長も議員も、市民の直接選挙で選ばれ、それぞれの考え、また、思いを持って（？）、市民の付託に応えようと努力をすることだと思うわけがあります。

今後はこの二元代表制、この役割がきちんとできるように、今回のような付託契約案件、これも議案として議会に提出をしていただき、そして、先ほど申しました説明、あれこれ様々な、いろんな問題が生じないように行っていただきたいと思いますが、最後に市長、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／この戸別受信機の件については、私も最初、有線というふうに聞いたときに、審査結果がですね。

違和感を私自身も持ったというところが、最初の印象です。

その後、なぜ有線なのか、無線じゃなくて有線なのかというのを審査の経過を聞いて、それぞれメリット、デメリットがあるという中で、私自身も最終的に納得したところではあります。

そういう経緯がありますけれども、今、川原議員がおっしゃった部分については、まさに我々は予算の提出権があるということです。

それから、議案の提出権がある。

提出はできるけれども、そこについて市民の代表である議員の皆様がその議案をどうするかというふうに決めるのは、これは議会の皆様であるというところは、私も認識をしております。

そういう意味で、私たちも議案提出をする際には、やっぱりしっかりとそこは気を引き締め

ていかなければならない。

そして、議案でない部分についても、そこについては、私もそうですし、議員の皆様も市民の皆さんから選ばれた代表でありますので、議案以外の部分についても、今回、反省はございましたけれども、そこについてはしっかりと私たちも謙虚に、真摯にコミュニケーションを取って、そして意見交換を今後していきたいというふうに考えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／今後ぜひそういうふうな形で、やはり意思の疎通というのは大事なんですよね。私たちもやっぱり市民から聞かれたときに返答のしようがないんじゃないか話になりません。そういうことで、これからいろいろな課題もあるかとも思いますが、やはり執行部、議会、これはやっぱり意思の疎通が絶対必要だと思いますので、今後ともよろしくまたお願いしたいと思います。

では、次に移りますが、屋内に水の侵入を防ぐ止水板等の防災用品への補助制度についてお伺いをしたいと思います。

昨年の豪雨災害、短時間で局地的な集中豪雨が多く住宅や店舗、事務所等が浸水をいたしました、甚大な被害が出たわけでございます。

また、昨年の豪雨災害ほどではなくても、毎年浸水すると、そういった地域もあるわけでございます。

そういった地域に住まわれている方は、大変御苦労というか、心配をされております。

そこで、この浸水対策として止水板、これを設置したいという希望があられますが、何分、これ結構高額なんですよね。

ですから、つけるのは大変難しいと、そういうふうに思っている市民の方、店舗の経営の方とかいろいろいらっしゃいます。

そういう中で、武雄市も常襲水害地対策特別委員会もあるような市でございまして、やはりそういう止水板等の災害防止をする、水が入らないようにするようなものといいますか、器具といいますか、そういうふうに補助をする補助制度、これを創設できないかということでございまして、いかがでしょうか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御提案の止水板等をそれぞれの家屋のほうに設置するといったことに対しての補助金制度ということでございまして、まず、止水板を設置といったところになりますと、家屋のそれぞれの状況というのが一つ考えられるところがあるかと思っております。

その対策として一つ、土のうの設置というのが考えられると思います。

現在でも、災害の際には土のうの必要なところに関しましては、その土のうの分を配布、消防団のほうから御協力いただいて、必要なとき、必要な場合に配布をさせていただいているような状況はあります。

この土のうについても、先ほど御提案ありました補助制度といったところになろうかと思いますが、まず、防災・減災課のほうで行っている内容で、自主防災組織の立ち上げに関しまして、この自主防災組織、もちろん立ち上げられているところは多くあろうかと思いますが。これからの自主防災組織を進める中で、またはこれから自主防災組織を立ち上げるといったところに対しまして、やはりこういう御提案がありました内容に関しまして、やはり何か共助的なもの、公助的なもの、必要かと思います。

そういったところで、今年度、自主防災組織に対しての補助金制度をつくっております。補助額に関しましては、上限 30 万というところが限度になりますが、先ほど議員のほうから御提案ありました内容の対応策としての土のうの整備、さらには、浸水地区においての、その自主防災組織へのボートの設置、こういったものの補助といったところを考えながら、補助を紹介しているような状況でございます。

議長／17 番 川原議員

川原議員／自主防災組織を立ち上げて、その補助金 30 万上限ということでございますが。私が今、質問しているのは、もちろんこういうことも含まれますが、その止水板、主に止水板ですね、そういう部分の助成、これはこっちのほうではあるかどうかわかりませんが、東京のほうでは、東京といか、茨木、大阪とか、そういうところでこの止水板の設置工事助成制度というのがございます。

助成の割合は工事費の 2 分の 1、上限が大体 50 万というのが多いようでございます。

そのように取り組んでいる自治体もあるわけでございますね。

だから、うちが常襲水害地といいますか、毎年、水がやはり、床下ではあっても入り込んでいくと、そういう土地柄でもありますので、やはりそこで、もしそういう希望をされるんだったら、何とか手助けをできないかということなんですよね。

確かに高額ですから、補助金が 30 万、50 万あっても大分出さなくちゃ行けないかも分かりませんが、もしそういうふうなところがあれば、やっぱり行政としても手を差し伸べるといいますか、やるのが、これが行政じゃないかなと、そのように思いますので、これは本当に前向きに、ぜひもう一度、検討していただきたいと思います。

よろしく願いしておきます。

時間があれですので、次に行きます。

水害時の車両の避難場所の確保についてということで上げておりましたが。

これは、去年の豪雨災害では多くの車が水害に遭ったわけでございます。

やはり急にこう水かさが増してくるというところで、まず車も避難、人もそうですけど、まず車も避難したいなと思っても、どこに持っていったらいいのかというのがなかなか分からないわけですね。

やはり、どこかの民家の庭といっても高台に持っていかなくちゃいけないし、断らなくてもいけない、そういうことがあるもんですから、今回もですね、どこに持って行こうかと思いつながら水没をしてしまったというケースが多々あったわけでございます。

やはり、もちろん災害時というのは、まず人命ですね。

人命を守る、これが最優先でございますが、そういう形で今も、昨日なんかでも、もう1,000以上の避難所に行かれたわけでございますが、それはもちろん大事なことです。

でも、それと同時に、車というの、市民の財産という形で考えれば、そういう観点から見れば、やはり車を何とかできないかなというふうに思うわけですね。

そういった中で、車両を避難させる場所というのを前もって確保しておれば、そういうときに前もって車だけ動かそうという市民の方も大分いらっしゃると思います。

前もってですね。

そういう場所、避難場所というのをぜひ設定をしていただきたい。

そういうときに、ここに持って行ったらいいですよというようなことをしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／これは非常に大事な話だと思っております。

去年の水害のときも車を事前に避難させたいと、しかし、場所がないということで避難ができなかった。

その結果、車が水没してしまったという話を私もたくさん聞きました。

車がないということは、水没して動かなくなるというのは、復旧の大きな遅れにもつながってくるというふうに思っています。

今、地域でも、ぜひここ使ってくださいという、そういう自主防災組織、地域内でも動きがありますので、一つはまず、ぜひそれぞれの地域でさらに活用ができる場がないかというところを各地域でさらに探していただきたいというのが一つです。

そして、その上で、行政としても、これはもう市の公共施設とか場所だけではなくて、国や県、そういったところの施設とか場所というのもありますので、そこは市に限らず、国・県も含めて、避難場所というの私たちが積極的に、併せて確保していきたいというふうに考

えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／ぜひ、そういう形で車の避難ができるような場所をですね、例えば北方でいけば、ちょっと高台となれば北方中学校とか、小学校もまあまあ高いですから、そういうグラウンドなんかを設定をすとか、そういう形で前もってできていれば、市民の方も、ああ、今日は危ないんじゃないかなと思ったら、前もって車を移動させるということが出来ますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

では、次に移りますが、災害復旧事業についての中で、昨年、8月豪雨で被害を受けた市道、また、河川もあるかと思いますが、その復旧状況について、まずお伺いしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／建設課で管理しております市道、河川についての災害復旧の進捗状況は、進捗状況は現時点で全体117か所のうち115か所が完了し、98.3%の進捗率となっております。

議長／17番 川原議員

川原議員／昨年の8月末の豪雨災害の後、市道、河川については、ほぼですね、もう98.3%と今おっしゃいましたので、ほぼ復旧ができたというふうに思っております。

今回、その質問に上げております2番目なんですが、県道の武雄多久線の復旧工事、この進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

これも昨年の豪雨により土砂崩れということで通行止めになりました。

昨日もちょっと通行止めになったみたいですが、その後、仮復旧という形で片側は通行できるということになったんですが、やはり朝夕は通行量もちょっと多いもんですから、ちょっと混雑をしているというような状況です。

そういった状況の中でね、もう災害から1年たつわけでございます。

ましてや、県道というところなんですね。

そういうことで、私どもにも結構、いつになったらできるとというふうな問い合わせも多いわけでございます。

そういった中でございますので、現在どのような状況なのかお伺いをしたいと思います。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／県道武雄多久線の災害復旧の進捗状況ということですが、道路管理者であります佐賀県に工事内容等の確認をしておりますが、県道武雄多久線の災害復旧工事につきましては、谷側の盛り土工事と山側ののり面工事と分けて発注されており、盛り土工事の着手が9月上旬、のり面工事が11月から着手する予定であります。

なお、工事完了については両工事とも令和3年3月末の予定で進められているということです。

議長／17番 川原議員

川原議員／今、聞いてやっと分かりました。

そしたら、令和3年、来年ですか、来年の3月の末には全面通れるということになるということですね。

これで皆さん、いつになったらできるかと思っている方も分かったんじゃないかなというふうに思います。

そして、次に3番目、この場所なんですけど、今から復旧工事が行われるわけですけど、それにあわせてですね、あそこは道も狭くて歩道がないんですよ。

ずっと以前から何とか歩道ができないかという要望も結構ありました。

でも、なかなか難しいという部分だったんですが、やはりあそこも高校生あたり、多久のほうに行ったり、多久から武雄のほうに来てみたり、自転車で通学するような高校生も結構いたんですよ。

そういう中で、やっぱりあそこは一番もう本当、危ないなというような状況でした。

そういうことで、ぜひ歩道を設置していただければと思っておりましたが、今回、たまたまといったらあれですけど、ちょうどその部分辺りが全部、崩れているわけですので、この際ですね、確かに災害復旧工事だろうと思います。

しかし、何とかですね、一つの工事を行うのに（？）またその次にするというのを、それが行政の予算かも分かりませんが、何かそういうことじゃなくて、一遍にできないのかなというようなことを思うんですが、その点についていかがでしょうか。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／現在、県道武雄多久線の歩道整備事業として、馬神公民館付近から大峠方面へ分岐するゴルフ練習場付近までの測量設計業務を現在行われている状況で、まずは

この区間の歩道整備を優先したいとのことであり、今回の災害か所の歩道設置につきましては、今後の道路利用者の状況把握を行い、検討をしていきたいということでお聞きしております。

議長／17番 川原議員

川原議員／馬神の公民館からラーメン屋の喰道楽さんところまでということですが、公民館のところからですね、そう広くはないんですけど、ちょっと狭い歩道がある程度、ちょっとあるんですよ。

喰道楽さんの辺までは何とかいいですよ、問題はやっぱりその先なんですよ。道幅も狭く、こっちは崖で、こっちはまた崩れたところがこうあるというような状況の狭いところありますので、ぜひそこを何とかしていただきたいということが前からの要望でございました。

そういうことですので、今後、そういう、この先の部分も、トンネルまでの先、トンネルから先はいいですよ。

トンネルもきれいになってですね、広くて、多久のほうはもう本当にひどい、歩道がぱーっとうできて(?) おります。

問題は、トンネルより手前の北方のほうが一番問題になるところです。ぜひ今後、杵藤土木事務所、県のほうにも要望を出していただいて、ぜひとも歩道設置ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

では次に行きます。

次、新型コロナウイルスの感染症の対策ということですが、まず、市内の経済状況について、簡単で結構でございますので、お伺いしたいと思います。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／市内の経済状況でございます。

具体的な金額等についてはまだ把握できておりませんが、7月に実施いたしました市内の短期経済観測調査、いわゆるたけお短観によりますと、現在、景気の状態に対する印象、また、企業や消費者さんが思われる景気の状態、以前に比べてどう感じるか等を調査いたしましたところ、大半以上が悪いというふうな状況であったところでございます。

現在、武雄市の4月に行いました武雄市のつなぎ給付金等の申請状況を見たところ、市内の事業者数の約2,300事業所に対しまして、売上げが前年同月比50%以上落ち込んだ事業者数が855件、これは申請者数でございますが、あったことから、様々な業種におきまして非常

に厳しい状況であるというふうにかがえると思っております。

議長／17番 川原議員

川原議員／大半が悪いということで、50%以上の落ち込み、855件ということでございます。本当にこのコロナの影響というのは大変で、本当に困っているといえますか、売上も悪い、利益も上がらないという、そういう事業者さんがたくさんいらっしゃるわけでございます。これまで、いろんな市としての対策、それは本当に取っていただいている(?)と思います。そういう事業の内容も今回、聞くようにしておりましたが、時間の関係で、今後、どのような、また、いろいろな対策を取らなければいけないと思いますが、どのような対策を取られるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／これまでの経済対策といたしましては、各商工団体等と協力いたしまして、多種多様の取組を行ってきたところでございます。今後の取組につきまして、具体的にはこれからではございますけれども、状況等を見ながら、必要に応じた対応を、現場の声を聞きながらスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／本当にコロナの収束がいつになるか分かりませんが、本当に事業者さんは大変でございますので、今後も引き続き、支援対策といえますか、そのあたりよろしくお伺いしたいと思います。

では、2番目の、各種イベント等の開催についてということでお伺いをしたいんですが、このコロナウイルスの感染ということで、市内で開催されるイベント、大会、この影響はどうだったのか、この影響、そして、中止、延期、そういうふうになったイベント、大会はどれぐらいあるのか、まとめてお伺いしたいと思います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして中止となったイベントは武雄温泉春まつり、たけお音楽祭、市民体育大会、保養村ほたる祭り、敬老会、物産まつりなど

がございます。

また、地域での祭りや運動会、伝統芸能の奉納、スポーツ大会などは中止、あるいは規模を縮小しての実施や計画がなされております。

議長／17番 川原議員

川原議員／なかなかこのイベントとか大会、そういうのを開催するということに対して、するのか、しないのかという、その可否判断ですか、これが本当に難しいんですよね。

やはり主催者とか関係者になりますと、どうしたらいいのかという、本当に悩む、大変苦慮するところであります。

そういった中で、市として判断材料といいますか、そういうのが基準的に示せられないのかお伺いしたいと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／イベントの開催基準として、国・県においてもそれぞれ基準ポイント等を示されており、市としても、この国・県の方針を踏まえまして、感染対策を工夫してイベントができるように、まず、3密の回避、手洗い、消毒、当日の体調管理を基本原則として、参加者と主催者に感染対策の徹底のお願い、人との間隔を保ち、できるだけ接触を防ぐ工夫、打ち上げ等宴会における注意事項等を示しました武雄市イベント開催のポイントのチラシを作成をしております。

このチラシを、区長会をはじめ、各公民館やスポーツ関連の関係機関に配布・説明を行っております。

これを踏まえて、最終的な開催の判断は主催者や実行委員会で決定をされているという状況です。

議長／17番 川原議員

川原議員／本当に、開催をするかしないかというのは大変難しい問題で、このコロナがいつまで続くか分からないという状況で、でもやはり何かをしなくちゃいけないという部分もありまして、本当に苦慮されているわけがございます。

そういうイベントを開催される場所は3密を避けるとか、いろいろな対策を取れば何とかいいかと思いますが、基準的にはなかなか難しいというふうには思っております。

では次に、検査体制についてでございますが、新型コロナのウイルス感染症の感染検査、P

ＣＲ、それから、抗原検査、抗体検査というふうにあります、その違いについてと、そして、併せて各検査の費用がどれぐらいかかるのか簡単にお伺いいたします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／まず、PCR検査と抗原検査がありますけれども、これは鼻の奥の粘液、唾液を採取することで、現在、感染しているかどうかを判定する検査となっております。

それと、PCR検査は数時間から3日ほど、抗原検査は30分ほどで結果が出ます。

ただ、抗原検査はPCR検査よりやや精度が劣るというものとなっております。

抗体検査は微量の血液により、過去に感染したかどうかを判定する検査となり、30分ほどで結果がでます。

その費用につきましてですけれども、通常の（？）本人または医師の紹介で帰国者・接触者相談センターに相談されて検査が必要ということで、行政検査として実施する検査については、費用負担はかかりません。

ただ、無症状の方や陰性の証明等の、個人の希望による検査については全額自己負担ということになります。

県内で、希望により自費でできる医療機関について現在、確認しているところではPCR検査は4か所で、費用は2万円から3万3,000円、抗原検査は1か所で、費用は2万5,000円、抗体検査は3か所で、費用5,000円から1万円ということとなっております。

議長／17番 川原議員

川原議員／ありがとうございました。

分かりました。

費用等も（？）ですね。

次に、これは厚生労働省が地域の診療所、インフルエンザ、コロナウイルスの検査を同時に行える体制というのを強化するという事なんですが、これはこれからなんですが、全国の自治体に検査体制の整備を、計画を作成するよという事でございますが、このあたりについて、市としてどのような対応がとれるのかお願いしたいと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／8月28日、国の第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の今後の取組として検査体制の抜本的な拡充が決定をされており

ます。

その中で、季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、国が県に指針を示し、県が検査体制整備計画の策定をしていくということになります。

この点について、まだ国から県に具体的な指針等は示されておられません。

市としては今後、県が策定する検査体制整備計画に基づき、具体的な要請性等があれば、医師会と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

議長／17 番 川原議員

川原議員／ありがとうございました。

もう時間がございませんので、次の空き家対策まで入りたいと思います。

空き家対策の現状と取り組みということで出しておりますが、現状は大体分かっております。その中で、一番最後に空き家の相談窓口ということで上げておりますが、この点だけ御答弁をいただきたいと思います。

これは空き家になってからじゃなくて、空き家になる前の段階でいろいろな相談ができるような相談窓口、こういうのを設置をして、これは行政だけではなく、不動産の専門、建築、その他の機関が連携して相談に乗るといようなことをするというのを対策として取れないかというところでございます。

よろしく申し上げます。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／空き家の相談については不動産、建築、相続関係など多岐にわたり、専門的、広範的知識が必要であるため、民間との連携により取組を現在、調整している段階であります。

議長／17 番 川原議員

川原議員／ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議長／以上で 17 番 川原議員の質問を終了させていただきます。

18 番 牟田議員

牟田議員／***したいと思います。

まず、1点目に、先ほど議会のほうに川原議員の戸別受信機の件で、議会のほうに説明があった一覧の中で、常襲特別委員会がありました。

それは、いかにも常襲にはきちんと説明されてますよということの意味しているかのように見えますけど、実際は、あまりにも我々議会に報告がなかったんで、こちらから説明してくれということで召集してきた部分が1つ。

そういう中でも、その内容に関しても、例えば川原議員さんの答弁では、システムの中の選択の中でケーブルになったというふうな、受信機になったというふうな答弁でしたけれども、委員会での答弁は、電波法の関係で長期に時間がかかるからということで説明があっってます。ただ、これに関しては、長期間ということで、これ議事録ちゃんと載ってますんで、そういうことであっってますんで、それが違うところが2点目。

3点目、3点目は、市長はできるだけ議会のほうにかけていきたい、副市長のほうもなかなか言えなかったかもしれないけどというふうな答えを言いましたけども、もうその、我々の委員会、我々の6月12日の委員会では、まだ契約をしていない時点ですね。

そこでもう既に受託料、契約などは議会にかける必要はないということで、議事録できちつと残るぐらい明言されているんですね。

これはどういうことかと。

あと、その中でも、各町に説明会に行かれた折りに、議会にはもうかける必要がないですというのを、いろんな区長会で市役所側からわざわざ言っている。

これは、3つ目は議長、本当に大変なところだと思いますよ。

ぜひ、この3点、精査していただきたいのですけどもいかがでしょうか。

議長／内容を確認し、精査の上、報告をさせていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

それでは、ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／午前中の牟田議員からの議事進行については、引き続き精査をさせていただきます。

それでよろしいでしょうか。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、20番江原議員の質問を許可します。

御登壇を求めます。

20番 江原議員

江原議員／議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

***でございますけど、先ほどの9番 吉川議員もそれぞれ前任者(?)の議員、前語りがありました。私も一言ですが、本当に昨日の台風、市が発令する警戒レベル4ということで、本当に避難所への1,000名を超える人たちが、そしてまた、避難所での市の職員の皆さん、そしてまた、各地区での避難所に関わられた区長さんや、区の役員さんの皆さん、本当に御苦労さまで、敬意を表する次第です。

昨年も本当に、8月28日豪雨災害を受けて、全国民、また武雄市民、みんなが感じているのが、昨今の異常気象ではないでしょうか。

地球温暖化によるものと感じるものですが、皆様御存じかと思いますが、私も3月頃、勉強会で知ったわけですが、環境省が2100年の天気予報、100年後の日本付近の気候変化予測について、ウェブサイトで報道されております。

ぜひ、御覧いただければと思うんですが、紹介したいと思うんですが、私もこのウェブサイトを見て、また勉強会の中で話を聞いてびっくりしたのが、100年後、産業革命以前からの気温上昇を1.5度に抑える目標を達成できなかった2100年、夏の日本各地の最高気温を示した環境省の2100年天気の未来の天気予報、東京が43.3度、大阪42.7度、福岡41.9度など、もう紛れもなく高温の姿であります。

さらに、また台風情報として、ちょうど同じ台風10号、100年後の台風10号として発表されているのが、中心気圧870ヘクトパスカル、最大瞬間風速90メートルというのが、環境省が発表しているウェブサイトに日本の100年後の気温の姿、そしてまた、台風の情報が掲載をされております。

私は、こういう報道に接する中でも、本当に地球を守るための様々な取組が、世界で、そして日本で、そして佐賀県でも武雄市でも取り組んでいかなければならないことを痛切に感じている一人であります。

そういう中で質問の第1、コロナ感染症拡大についてですが、コロナウイルス感染拡大が止まりません。

全国的にも第2波と言えそうな状態になっています。

県内での発生も止まりません。

武雄市でも8月に発生し、いつ再び発生するか分かりません。

コロナウイルス感染防止のためには、全市民、力を合わせて取り組まなければならないと思う次第です。

今、市民の間にコロナウイルス感染症に対する不安が耳にするわけでありまして。

現在、市として、この感染防止に対処するための取組が進められておりますが、この間の2月以降の取組について、まず、お聞きしたいと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密対策や新しい生活様式と生活の中に取り入れる予防対策、発熱時の受診の仕方、第2波に備えてなどを掲載したチラシを今年2月から毎月作成し、市報とともに全戸配付を行っております。
併せて、ホームページ、フェイスブック、市役所だより等での周知を行っております。

議長／20番 江原議員

江原議員／市民の間にも一番関心があるのは、感染予防するためのPCR検査ではないかと思えます。

このPCR検査について、先ほど答弁の中で、PCR検査のできる箇所4か所と部長答弁されましたが、いわゆる無症状の感染者が拡大していることから、医師会などの協力も得て市内の医療機関などに検査を受けられるセンターを増やすべきではないでしょうか。

検査費用は、無料にすべきだと思います。

市民の思いからしても、検査費用についてどうなっているんだろうという声もありますので、先ほども御質問で答弁いただきましたけれども、同じ質問になるかと思いますが、このPCR検査等についての検査の内容について、もう一回、御答弁いただければと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／先ほどの答弁と同じような形になりますけれども、PCR検査につきましては、現在、感染しているかどうかを判定する検査ということになります。

議長／20番 江原議員

江原議員／PCR検査の一番心配になっている検査の費用、そして、検査の内容。
先ほど答弁されましたので同じ質問になりますが、もう一度、答弁をお願いします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／先ほどの午前中も答弁をいたしましたように、PCR検査につきましては、鼻の奥の粘液、それと唾液等の摂取をして判定しているかどうかを検査する検査になります。

それで、費用につきましては、行政検査として実施する場合は費用負担はかかりませんが、個人で、自費で受けたいという場合につきましては、PCR検査については2万円から3万3,000円というふうに、医療機関によってちょっと状況が異なっているという状況であります。

議長／20番 江原議員

江原議員／今日の新聞に、10月から、発熱とまず病院に電話とか、10月にも手続変更という報道がされておりました。

これに関しての情報あったらお知らせいただきたいし、先ほども地元の医師会、先生方との連携プレーについて、どのようにこれまでも、そしてまたこれからも、どういう形でこのコロナ感染防止に対処しようと市はしているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／前半の、先ほどの質問については、ちょっとまだこれから情報収集をさらにしていきたいというふうに思っております。

2番目の医師会との連携につきましては、市民の不安解消と院内の感染防止、医療崩壊を防ぐことを目的に、5月25日から6月の5日までの間、医師会において、南部地区発熱トリアージ、発熱外来が実施をされました。

これは発熱や風邪の症状があり、帰国者・接触者相談センターへ相談した方で、PCR検査が不要と判断され、かかりつけの医療機関へ誘導していた方を対象とするものです。

現在は休止の状況ですが、今後再開された場合は、市の保健士が問診業務に当たるなど、医師会と連携協力を図っていくということとしております。

今後も引き続き、医療機関の負担軽減、市民の安心につながるよう連携を図っていきたいと考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／今、部長申されたように、地元医師会との連携の行動もあったということであります。

市民の中には本当に秋、冬にかけてインフルエンザ等との併合、症状を含めて、大きな不安があります。

ぜひ、市の関係部局先頭になって、市長も先頭になって、このコロナ感染の対処方法、地元

医師会との関係プレーも踏まえて、よろしくお願いをしたいと思います。

このコロナ問題で、経済対策に関して2点目ですが、この間、国も地方創生臨時交付金第1次1兆円、第2次補正予算3兆円ということで、武雄市にもその額が交付されたわけです。第1次の交付で、2億689万3,000円、第2次補正で、6億3,498万円、合わせて計8億4,187万3,000円ということで、この間、3月の専決処分で武雄市が嬉野市と一緒にあって、温泉街の支援のために1億円宿泊キャンペーンというのが打ち出されて、その後も様々な取組がなされ、特にこの1億円キャンペーンには、財政調整基金を投入して支援を進められました。この間、非常に新聞報道の中でも、プレミアム商品券1万円で1万2,500円の商品券と。あるいは、畜産農家の支援のために、ステーキと武雄市内の農産品の混合セット販売と、1万円相当を5,000円だと、そういう中で、非常に市民の関心も高く、買いに行ったらもう目の前でもう売り切れ、もう終わりですと言われたと。

そういう様々な事業、あるいは学校教育では、オンライン教育の実践のために地方創生臨時交付金1億9,506万円使って、約2億円、タブレットの更新を先頭にさせております。

市民の間で、そうしたこのコロナ対策防止のための経済効果のための付与(?)のための施策が行われておりますが、近隣の自治体の状況の情報も、当然市民も受けるわけです。

申し上げたいのは、市民1人当たりの経済対策が武雄は何でないのだろうか。

いち早く早かったのが大町町で、自治体の中で1万円給付金と、10万円の国の給付金と合わせて、あるいは近隣では5,000円の商品券とか4,000円のたっしゅか商品券とか、そういう施策が取り組まれてきているんですけど、市民1人当たり、1人に対する経済支援、このコロナ禍を本当に仕事が少なくなったとか、商売でもお客さんが少なくなったとか、そういう全市民への目配りをした施策が求められているということを市長、執行部のほうにお願いを申し上げたいんですけど、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／このコロナ禍で、国からは10万円の給付というのが出ております。

武雄市としてはこれまで、市民生活をしっかりと支える、そして、経済もしっかりと下支えするという考えで各種政策を行ってきました。

やはりコロナによって、本当に様々な状況があります。

そういう中で、私たちが今、最もしなければいけないのは、本当に困っている人をしっかりと支援することだと。

これはまさに、共産党さんの考えと近いんじゃないかと思うんですけども、そういう意味で、私たちはまずはしっかりと生活に困っている方、そして、事業に大変困っている方、この方を私たちとしてはしっかりと、引き続き支援をしていきたいというのが考え方でありま

す。

議長／20番 江原議員

江原議員／あえて、共産党という言葉が言われましたが、党派を越えて、先ほど言いましたように、市民の力で本当にコロナ感染防止を市民力合わせて頑張るというのは、紛れもない目線ではないかと、私も当然だと思っております。

市長申されたように、地方創生臨時交付金、1次、2次、今、発表されて、その計画が発表されて、9月1日に第2次の臨時交付金の配分についての方針が示されております。

第2次の配分額6億3,498万円の中で幾らか、先ほど言いましたタブレットの更新、あるいは今議会に予算を入れている部分も、組まれている部分もありますが、現在まだ計画されていない2億5,758万円、こうした財源含めて、より先ほど市長申されたきめ細かな施策と同時に、全ての市民がやっぱり、また事業者が、本当に立ち上がっていく上でも、このある事業主が言われましたが、そうしたお金が来るとですか、どこに配分されてるんですか。そういう意味も含めて、やっぱり市民に行き届く施策をするべきではないかと、あえて願います。

今、市長言われたように、きめ細かな、必要なところに今は第1次、そして第2次計画予算を組まれていっているわけですので、ぜひ、全市民向けに経済対策をやはり打ち出していくと。

日本の経済はやっぱり動かしているのは、6割、7割を超える消費なんですよね。

だからその消費を還元していく。

これは、やはり重要な経済スタンスだと、政策のスタンスだと私は考えますので、武雄市としても取り組むべきではないかと申し上げたいと思います。

いかがですか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／市長が答弁したところと重複するかと思いますが、コロナの収束が見えない中でありますので、この状況下で苦しんでおられる方や、感染症拡大防止等、町や人の活性化に向けた取組を支援いたしまして、さらに先を見据えた対策を適切な時期に実施してまいります。

また、市民に向けてはしっかりとした情報発信をしてまいります。

議長／20番 江原議員

江原議員／ぜひ地方創生臨時交付金を2億5,758万円、あるいは合併振興基金もこの間、取り崩して支援の財源に充てられてきたわけです。

そして、先ほど言いました財政調整交付金、決算で26億円積み上げてあります。

そうした財源を活用して、全市民向けの、困っている人、全ての市民が困っているわけですから、当然施策として出すべきだということを申し上げておきたいと思います。

2点目の新型コロナウイルス感染症に対する教育委員会のとりくみについてお尋ねをしたいと思います。

この間、2月から学校現場では本当に、2月27日、全国一斉の休業、休校ということで、本当に学校現場、また、教育委員会、力を合わせて取り組まれたと思いますし、春休み、3月、そして4月の学校休業ということで、様々な現場で対処されたかと思いますが、この学校現場の対応について、どのような今回、現場で取り組まれた方針についてお尋ねしたいと思います。

議長／松尾教育長

松尾教育長／新型コロナウイルスの感染症については、再度の感染拡大ということもありまして、今後、長期的な対応が求められるような、見込まれる状況になってまいりました。

各学校においては、先ほど議員指摘のとおり、いろんな対策を講じて感染防止、あるいはそういうことに取り組んでまいったところでございますけれども、学校としては、文科省が発出しております衛生管理マニュアルというものがございまして、学校の新しい生活様式というのが、今、バージョン4まで発出されておりますけれども、ここに掲げてある感染症対策にのっとり、十分防止を図って教育活動を実施しているところでございます。

例えばマスクの着用、あるいは教室の換気、ソーシャルディスタンスの確保、あるいは面談なんかをするときには、こういったパーティションを間に置くとか、学校生活の中で感染が一番心配されるのが給食ということがあります。

マスクを取ってということがございますが、そういったときには前向きで、普通は班で食べたりするんですけども、前向きで食べるとか、そういったことで、もういろんなところで感染防止を工夫しながら行っているところでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／今、教育長答弁していただきましたが、今、学校現場で一番懸念されているのが教室の生徒児童の人数ですよ。

机の配置の問題です。

3密、今、答弁されましたけど、小学生、中学生、一番教室で過ごす時間が長い。

そのところが密だというのは一番懸念されるところであります。

先ほど福祉部長、この広報と同時に配布されている健康マニュアル、健康課の訴えも含めてですが、とにかく間隔を広げて取ってほしいというのが最初の文言であります。

人との間隔、できるだけ2メートル、最低1メートル。

これが今、小学校、中学校の武雄市内のクラスの状態を見ますと、122クラスある中で20クラスが30名を超えているクラスがあると。

以前にも指摘しましたけれど、これを本当にどうしていくか。

これはもう全て武雄市だけではありませんし、全県でも、そして全国的に、今、議論も大きく、少人数化の学級をつくっていかうという取組も一方で行われていますし、国会での質疑の中でも議論が進んでいます。

私は、このコロナ期、コロナ禍の中で、武雄市としても本当に少人数学級を決断していく、その取組が今、求められていると思いますが、教育長の認識はいかがでしょうか。

それと併せて、教室の広さは、武雄市内の広さは、1クラス幾らでしょうか。

お願いします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／まず、議員の御指摘の武雄市の教室の広さでございますが、教室は、基準としては64平米、分かりやすく言いますと、縦横8メートル掛けるの8メートルで64ですけれども、これが一つの基準でございますが、武雄市は全ての学校において、この最低の64はクリアをしています。

そういったことで、教室の広さは基準どおりにつくられているところでございます。

少人数学級ということについての御指摘でございますが、1つの学級の上限の人数、学級規模ですね。

あるいは教職員の配置の人数、こういった本当に教育水準の維持、向上に一番重要な要件については、やっぱり国がこういった基準について、きちんと国全体が責任を持ってするものだとしております。

最近、このコロナ感染が拡大をして、いろんな教育の関係団体、あるいは7月の下旬には教育再生会議というのも開かれておるようすけども、そういう中でも、このコロナ感染から少人数学級についてという要望もあっていると聞いております。

そういう中で、先ほど言いました、教育水準の維持向上にはこの学級規模というのは国の責任の下で行われるべきものということをお認識しておりますので、今後、国の動向等を注視し

ながら対応していきたいと思っているところでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／教育長、4月から着任されて、紛れもなくこのコロナ禍という歴史のというか、本当に節目の大きな転換点ではないかと思えますし、学校現場の行き届いた教育、子供たちが、生徒たちが安心して長時間、学びの教室をつくってあげるためにも、もちろん国の動向もありますけど、市として、やっぱり進めるということは、教育委員会として議論して取り組める自主的な、自立した教育委員会だと私は思いますので、その思いを今、前進の方向を答弁していただきました。

市長にお尋ねしたいんですが、この少人数学級について7月30日の臨時議会の中でもちょっと申し上げたかと思うんですが、全国知事会、全国市長会、全国町村会の連名で、少人数学級、学習環境を整備していくということでの政府への申出書ありますが、これについて、市長自身も行政の責任者として取り組んでいただきたいと。

そういう意味では、力を合わせて政府への要望、行動も含めて、やっぱりせめて30人クラス、そして20人クラスを目指して学級編成を進めていくという決断の年ではないかと思えますが、市長自身どのような受け止めをされているかお尋ねしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／今回の質問は、密を避けるために30人学級にすべきだという、コロナの中での質問だと思っております。

そういう意味では、先ほど教育長が答弁しましたとおり、文部科学省の通知ですね、これに私たちは沿って、しっかりと感染予防策を学校現場で取っていただいておりますので、そういう意味でいきますと、少人数学級とか、そういう話以前に現在、学校での感染予防策はしっかりと十分に(?)取られていると、そのように考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／文科省の通知でも、感染症のレベル1、レベル2、レベル3という指針が示されております。

今現在、佐賀県はレベル1ですから、密を避ける、だけど、その密は少なくとも、先ほど教育長答弁されましたけども、64平米では生徒の間は何センチと思えますか。

御存じと思いますが、何センチですか。

議長／松尾教育長

松尾教育長／議員御指摘の 64 平米で 40 人ということでいきますと、1メートルジャストということで、小学校低学年と中学生は体格が違いますので一律にはいきませんが、先ほど言われましたレベル 1 だったら 1メートルぐらいを目安にということで指針が示してあるところですが、その辺りで最大限に広げて可能な限り間隔を取ってということで認識しているところでございます。

議長／20 番 江原議員

江原議員／今現在、この 2 月、3 月から学校現場で密を減らしていこうと、3 密を減らしていこうという取組の中で、30 人を超えるクラスはお手上げなんですよ。

20 人以下のクラスについては、それをオーバーすることができるんです。

今、教育長、質問しましたけど、40 人では 64 平米ですから、1 人の間隔が 60 センチしか取れないんですよ。

これが 30 人になると、1メートルの間隔が取れる。

そして 20 人になると、2メートルの間隔が取れると。

これは文科省が示している方針なんですよ。

40 人を 20 人クラスに。

これ安倍総理も検討しますと、国会で答弁、前向きな答弁がありました。

そういう流れの中で、今 3 密だけではなくて、本当に子供たちが今、ストレスを抱えながら土曜日学習、そして、夏休み短縮で本当にストレスがたまる学習環境ではないでしょうか。

だから、コロナ禍の中で子供たちへのこの少人数学級の動きが急速に進んでいるという受け止めを、市長、教育長ぜひ真正面から受け止めるべきときではないかということで、市民力を合わせて、父母の皆さんたちの力を合わせて、この少人数学級をプレゼントしようと、先ほど教育長、教育再生会議も前向きに取り組みされる方針を答弁されました。

教育現場で、ある先生が言われました。

ある学校のクラス、私は 15 名です。

本当に子供に目配りができて、本当に楽しいです。

これは生徒だけでなく、先生たちの間にもまさにそのことが今、必要ではないでしょうか。

今、学校現場でも、様々な問題を抱えたり、心の重荷を抱えながら過ごしている子供たち、生徒たちにこの少人数学級をプレゼントしていくということが求められていると思います。

ぜひ市長、教育長、前向きに少人数学級の声を、県や政府に対して上げていくという認識に

ついて、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／今年に入ってコロナが広がって行って、まさに3月に休校、そこから4月、5月、6月と教育現場はかなり目まぐるしく変わってきています。

子供たちがストレスを感じている、これも私も十分承知をしております。

そういう中で、教育現場もいろんな、その場その場の対応で、臨機応変に対応をしていただいているというふうに考えております。

今回の議論は、先ほども申し上げましたとおり、学校現場においていかに子供たちが感染防止をしっかりと対策がある中で安心して教育を受けられるかということだと思っています。

ここは、江原議員と私も同じ意識だというふうに思っております。

そういう中で、先ほど言いましたけれども、文部科学省の通知があります。

今はそれほど感染が広がっていない。

そういう状況においては、文部科学省も専門家の意見を聞いてつくった方針に、私たちも従っていくと。

広がれば当然それに合わせて、私たちもしっかりと当然、前の(?)準備もしながらやっていくと。

これからも、ひょっとしたら秋にも広がるかもしれない、冬にも広がるかもしれない。

そういう中では、臨機応変な対応が求められます。

私たちとしてはとにかく、文部科学省の通知に沿ってしっかりと臨機応変な対応をしていく、そして、子供たちとにかく安心して学べる環境を整えていくと。

これが今、目の前に迫った私たちのやるべきことだというふうに考えておりますので、それに全力をかけていきたいと考えております。

議長／松尾教育長

松尾教育長／少人数指導については、今、与えられている学校の設備等を十二分に生かしてできる、可能なところからやりたいんですが、その1つで、北方中学校、あるいは武雄北中学校でタブレットを活用した授業の公開をさせていただきましたけども、オンライン授業といたしますと、学校が休校になったときというイメージでございますが、学校があつていときでも、校内でそういったオンライン授業、教室を分けて授業をすると、そういったこともできますので、今与えられている施設を十分に生かしていただいて、密を避けながら、子供たちの教育活動を行っていきたいと思っております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／この学校の現場の問題につきましては、やっぱり決断と費用もかかりますが、この費用については、私は市単独でもやっぱり 3 密を解消。

そのためには、今現在、レベル 1 ということであります。

秋に向けて、第 2、第 3 波が本当に来ないことを、感染防止を徹底していきたいとは思いますが、みんなそう思っているかと思えます。

しかし、ややもすると、第 2、第 3 波といわれる課題、インフルエンザ等との絡みも出てきますので、この少人数学級についてはぜひ決断をしてほしいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、3 点目に防災・災害に強いまちの創造について質問したいと思えます。

昨年の 8 月 28 日の全県の災害含めて、市の地域防災計画の修正概要が 2 月 25 日付けで議会にも示されております。

この武雄市地域防災計画の修正概要の取組、今現在、どのような時点で取り組まれているか、質問します。

御答弁をお願いします。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御質問の地域防災計画の修正概要において、現状のところの御質問だったかと思えます。

この中で修正項目としてあげておりますのが、警戒レベルを用いた避難情報の発令、それから、令和元年 8 月豪雨災害の課題に伴う修正、それから、復興プランについてということで、この修正項目として武雄市のほうで取り組んでいるような状況であります。

まず、8 月豪雨災害の課題に伴う修正といったところにおきましては、今年度、災害情報発信システムの構築を進めておりますが、こちらのほうを構築のほうに取り組んでいるところでございます。

さらには、防災定点カメラの追加設置、さらには、浸水表示板設置、これは昨年の 8 月豪雨災害で浸水箇所に対して表示をしていくと。

こういったものを現在、取り組んでいるような状況でございます。

議長／20 番 江原議員

江原議員／一番目玉でもありますし、先ほどの質疑もかわされましたけれど、今年の8月豪雨災害の課題に伴う修正として、防災無線の放送が雨の音で聞こえなかった、猛烈な雨のため避難が間に合わなかった、救助になかなか来てくれなかった、職員も冠水被害により登庁できなかったなど、それを反映して、課題の計画に反映されて、その一つに戸別受信機の全世帯対象に配付という問題が出ています。

この戸別受信機の契約案件が、3月に当初予算に計上されたわけです。

この予算の計上にあたって、この間***議員への説明がありましたけれど、この戸別受信機は、所有者は誰ですか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御質問の件に関しまして、先ほど御説明したとおり、現在、構築を進めているような状況でございます。

この構築を進めるに当たりまして、災害情報発信システム構築業務委託契約ということで進めているような状況でございます。

この契約の履行が完了して、検査が行われた後のところのシステムに係るところは、武雄市所有ということになるかと思えます。

議長／20番 江原議員

江原議員／市の財産ですよ。

財産の取得の案件について、条例第48号武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例。

第1条、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関してはこの条例の定めるところによる。

第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5000万円以上の工事または製造の請け負いとする。

第3条、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2000万円以上の不動産もしくは動産の借入、買入、もしくは売払、土地については1件5000平方メートル以上のものにかかるものに限る（または不動産の信託の受益権の借入、もしくは売払とする）。

この条例は平成18年3月1日から施行する。

今回のこの戸別受信機、当初予算で3億円を超える契約案件です。

これ、議会の議決に付していないのはどうしてですか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の議会の承認に付すべき事項ではないかといったことに関しましては、先ほど御説明いたしましたこの防災情報発信システム構築業務委託契約ということで御説明申し上げましたが、こちらの調達に関しましても、先ほど申し上げました繰り返しになりますが、システムの構築業務委託契約に基づき行っているということで、まずこの本契約、システムの構築、これを委任と捉えています。

2つ目、機器の調達、これは売買といったところで捉えております。

3つ目、機器の設置、これを請負ということで捉えております。

ただ、この3つの要素で構成されておりまして、このうちシステム構築が本契約の確信を占める業務ということで、機器の調達及び設置についてはシステム構築に付随し、これと一帯として行われる業務であります。

したがって、この契約に基づくシステムの中の戸別受信機、こちらの調達につきましても、先ほど申し上げました議決に付すべき契約または財産の取得または処分に関する条例、こちらの3条のうちの議会の議決に付さなければならない財産の取得、これには該当しないということで議会の議決も諮っていないというような状況でございます。

また、条例に基づく議会の議決がいないこととして、本契約に基づく戸別受信機の調達は成立しているものと考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／じゃあ、平成26年にタブレットの財産の取得で、平成26年2月4日、財産の取得について議案が提案されました。

これも同じくプロポーザルで指名をして、議会に提案されました。

どこが違うんですか。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の学校のタブレットの購入、こちらについては財産の取得といったところと、あとプロポーザル方式での取得であり、そちらのほうは議会に付している。今回の戸別受信機については、先ほど御説明しましたとおり、システム構築を業務委託しているといったところの中で、財産の取得であろう戸別受信機、こちらについては、システム構築の一体といったところでの整理をしながらのこの契約となっております。

同じくプロポーザルで実施はしているものの、契約の種類の違いといったところが一つあるかと思います。

財産の取得についても、この契約の履行が終われば武雄市の財産ということで先ほど御答弁させていただきました。

何度も繰り返しになりますが、業務委託契約といった流れの中での今回、議会に付していないというような状況でございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／私はそれ、全く詭弁だと思いますよ。

だって、先ほどの質疑で、市長自身が違和感があると。

質疑の内容は有線か無線かということで、市長自身は、いわゆる市長として提案権があつて、市長、執行部は提案権があります。

議会は議決権です。

しかし、提案権を市長自身が行使していないじゃないですか。

その理由が、今、部長から言われていますが、システム構築。

システム構築も財産の一つでしょう。

地方自治法は、財産の取得は2,000万以上を議会に付すべきだと言っているんですよ。

今の答弁で、市民、議会、議員が納得できますか。

市長自身、なぜ提案しなかったんですか。

市長自身の理由をお聞きしたいんですが。

議長／諸岡総務部理事

諸岡総務部理事／議員御指摘の議会に付すべき事項といったところの整理についてかと思えます。

この防災情報発信システム構築業務委託の予算に係るところで、予算に基づいてこの契約を進めておりまして、契約をする際に、私どものほうも価格総額等のところを条例に照らし合わせてした経緯がございます。

その際に、この条例のところ、議会に付すべき契約の2条が工事、製造の請負、予定価格が1億5,000万以上と。

それと、第3条についてが、議員御指摘の財産の取得といったところと処分(?)、こういったところで予定価格2,000万以上のものは議決、議会に諮る、議会に付すべき契約といったところで整理がされているところを確認しました。

併せて、ここで私どものほうが確認を進めておりましたのが業務委託契約、これと価格、予定価格双方、もしくはどちらかがといったところの確認をして進めておりました。

まずは、その中で、この条例の上の自治法が基になるわけですが、自治法はもちろん条例と同じような内容で書かれておりました。

価格のところも記載されておりましたが、省令の中で金額のところも、その予定価格の金額が定める金額以上ということで書いてありました。

これで結局、やはり議決に付すべき状況かということで、さらに、さらなる解説とか、そういったもの確認をしながら、先ほど説明しました契約の種類といったところでそれをはかるべきところかという内容がありましたので、顧問弁護士等にも相談に向かいまして、特に、この契約については、やはり財産の取得には当たらず、システム構築と一体との考えでの業務委託契約ということで、法的に違法はないということでの確認が取れて、条例に関しまして議決を、議会に付すべき状況になかったと、しなかったという状況でございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／事は単純ですよ。

契約する、してないから、契約後に財産になる。

契約してないからまだ財産ではない。

これはおかしいでしょう。

当初予算組んだときから、財産を目的に戸別受信機を貸与するわけでしょう。

市の持ち物でしょう。

財産ですよ。

地方自治法第3項、明確に2,000万以上、財産の取得と書いてあるじゃないですか。

今まで何度、この規定で工事請負契約、財産の取得、議会にかけてきましたか。

今回なぜ、議会にかけないんですか。

ああのこうの、構築システムだと言われていますが、そんなの理解できませんよ。

財産の取得以外ないでしょう。

市長、いかがですか。

財産の取得でしょう。

市長として議会に提案するべきですよ。

なぜ、しなかったんですか。

議長／小松市長

小松市長／まず、先ほどの、私は違和感という話だったんですけども、それは一番最初に審査の結果の報告を聞いたときに、ああ、有線なんだという、そういう部分でありまして、あくまでその部分の話であります。

その後、しっかりとした説明を聞いた上で私としては納得をしているところであります。

そして、今の話ですけれども、先ほど理事から答弁をしましたけれども、私たちとしてもそのあたり精査をして、さらには顧問弁護士にも確認をした上で進めているというところでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど、午前中もそうでしたけれども、副市長のほうからも話がありましたけれども、ここについてしっかりとした説明をしてきたかということについては、これは説明は足りなかったというふうに私も感じておりますので、そこについては本当に反省して改めなければならないというふうに考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／いや、納得できないですよそれは、議会としては。

議案としてかけてください。

申し上げて質問を終わります。

議長／以上で20番江原議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。